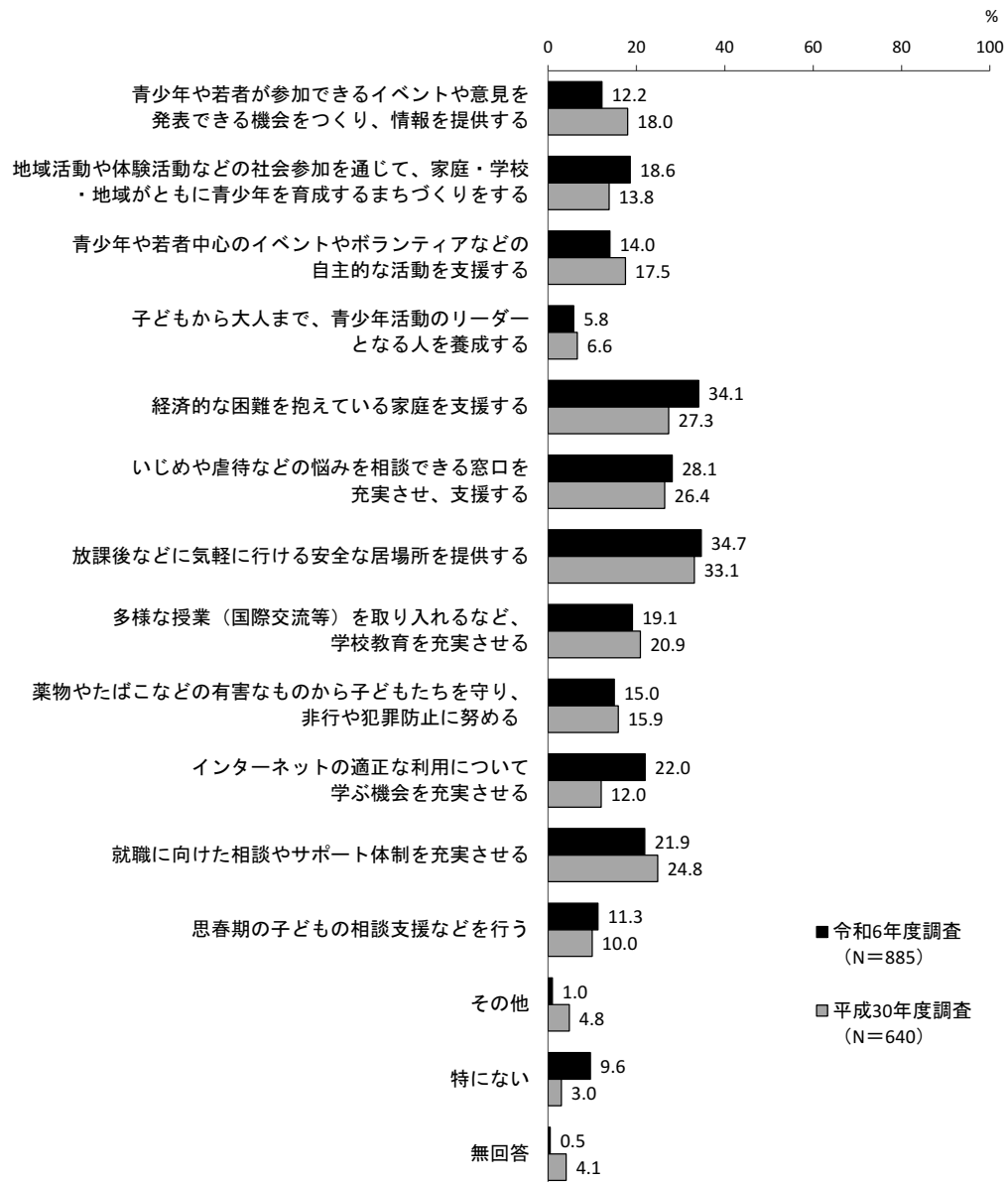


18) 墨田区が取り組む青少年や若者の施策に望むことについて

「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が34.7%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が34.1%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」の割合が28.1%となっています。



3 若者を取り巻く現状・課題

こども大綱によると、これまでのこども関連 3 大綱を踏まえた課題認識の一つとして、令和 3 年 4 月に示された子供・若者育成支援推進大綱に関して、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGs の推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDX の両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などへの指摘が示されています。

また、若者が過ごす場ごとの状況としては、世帯構造の変化、貧困、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による弊害といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題への指摘が示されています。

区においては、令和 6 年度墨田区青少年対策基本方針（令和 6 年 7 月）で、青少年をめぐる問題は、核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNSなどをきっかけとしていじめや性被害、また、いわゆる闇バイトから犯罪に巻き込まれるトラブル、薬物乱用などが社会問題となっていると示唆されています。また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、若者の貧困、ヤングケアラーとなることによる生活等への支障、さらに、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大への懸念とともに、新型コロナウイルス感染症のさまざまな制限からの解放も相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、さまざまな問題として現れてきていることが挙げられています。

令和 6 年度に実施した墨田区若者実態調査結果をみると、ひきこもり群は 13.6%、インターネット依存者 15.9%と、前回調査時（平成 30 年度）よりもいずれも割合は高くなっており、上記に示すとおり、ひきこもりやインターネット依存の課題が深刻化しつつある状況ともいえます。

一方、若者のウェルビーイングにつながる自己肯定感として、「自分に自信がある（58.2%）」と「自分のことが好き（71.8%）」という意識の割合は、いずれも前回調査時よりも上昇しており、今後もそれらを高めていくことを継続して進めていくことが求められます。

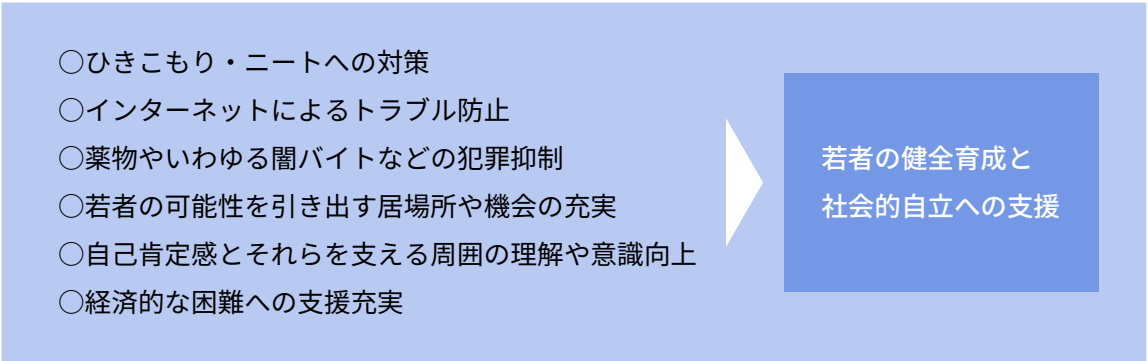
加えて、日頃の生活において求める居場所として、のんびりできる場所や行きたい時に行ける場所、好きなことをして自由に過ごせる場所など、気軽に行ける安全な居場所づくり（34.7%）が求められているほか、経済的困難への支援（34.1%）も大きな課題の一つとなっています。

また、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会においても、ひきこもりへの対策のほか、薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪増加への懸念が挙げられています。

加えて、若者の自主的な活動やチャレンジを後押しできる場や機会を通じて、若者それぞれの可能性を引き出すことの重要性も問われており、そのための環境や機会づくりとともに、それらをサポートする周囲の理解や意識の醸成も課題となっています。さらに、若者の社会的自立に向けた経済的な困難への支援なども課題として挙げられています。

若者を取り巻く重点課題

- ひきこもり・ニートへの対策
- インターネットによるトラブル防止
- 薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪抑制
- 若者の可能性を引き出す居場所や機会の充実
- 自己肯定感とそれらを支える周囲の理解や意識向上
- 経済的な困難への支援充実



若者の健全育成と
社会的自立への支援

第3章 めざす将来像と基本方針

1 めざす将来像

墨田区若者計画は、墨田区こども計画の基本理念のもと、あるべき姿「こどもまんかすみだの実現」に向けて、こども大綱を踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

めざす将来像

全ての若者が社会的自立を
果たすことができる

本計画においてはこの「社会的自立」を、「自己表現ができる、あるいは自己肯定感を高めることができる場所や機会を得て、ウェルビーイングを生涯にわたって持続させること」と定義付けます。

ウェルビーイングとは「個人や社会の良い状態」のことですが、こども大綱では、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」とさらに踏み込んで表現しています。そして、その状態は、一人ひとり千差万別のものです。

社会的自立を果たした若者は、そうしたことを踏まえた上で、社会で多くの人と関わり合いながら、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していく一員として、あるいはよりよい自分自身を追求していく個人として、暮らし続けている状態となっています。

2 基本方針

めざす将来像「全ての若者が社会的自立を果たすことができる」社会の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、若者施策を展開していきます。

基本方針1

若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

[方向性]

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
- (3) 心身の健康保持の支援

基本方針2

若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します

[方向性]

- (1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
- (2) 若者の地域活動や社会参画の推進
- (3) 職業的自立の支援

基本方針3

若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

[方向性]

- (1) 障害のある若者への支援
- (2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
- (3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
- (4) 若者の自殺対策
- (5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

基本方針4

若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 非行・犯罪への対策
- (2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
- (3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり
- (4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

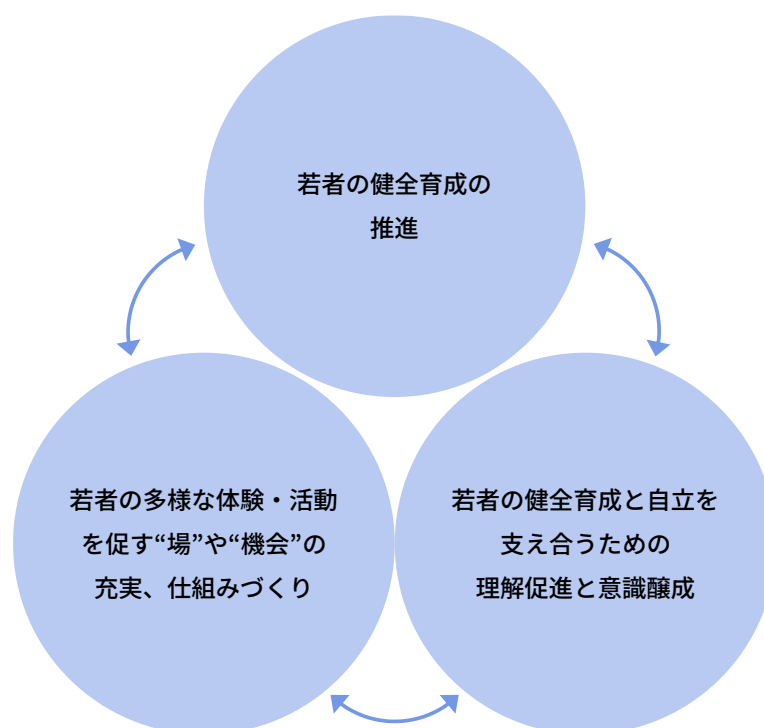
3 施策を推進する視点

昨今の若者を取り巻く現状を背景に、ひきこもりやニート対策、インターネットトラブルや身近に迫る犯罪への対策のほか、一人ひとりの成長を通じて社会的自立につなげるための、若者の居場所やチャレンジできる場と機会の創出、さらには、若者を支える大人や地域社会の理解促進、自立に向けた経済的支援等が重要課題となっています。

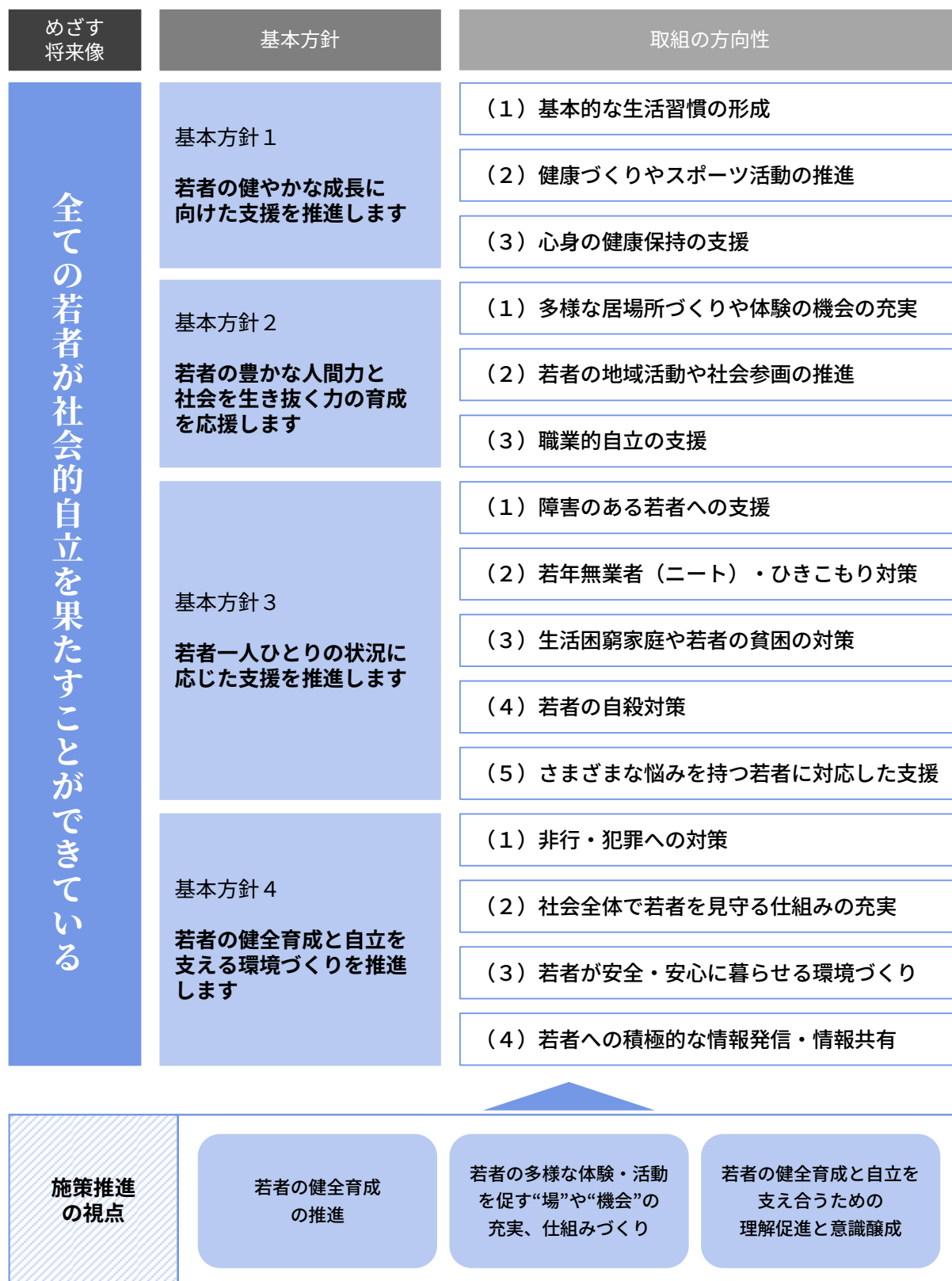
そこで、全ての若者の社会的自立をめざすため、健康づくりや豊かな人間性の醸成など、若者の健全育成の視点がまず必要です。

加えて、それら若者の健全育成を図るための、多様な体験や交流、活動できる場と機会の充実、そして、若者のチャレンジを見守り、支える周囲の理解向上や意識醸成が重要となります。

本計画では、めざす将来像の実現に向けた基本方針及び施策を推進していく上で、以上の視点を持って進めていきます。



4 施策の体系



第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

基本方針1

若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

現状と課題

- 食や生活に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、利便性、簡便性が求められる一方、朝食欠食や不規則な食事などが原因と考えられる生活習慣病の増加が問題となっています。令和6年度墨田区若者実態調査（以下「実態調査」という）においても、週4日以上朝食を欠食する割合が30.8%と前回調査時より増えているとともに、区平均21.7%（「健康」に関する区民アンケート調査(令和2年3月)）から大きく上回っています。

「健康」に関する区民アンケート調査によると、食育に対する認知は、全体(57.8%)に対して特に20代男性が低く(36.0%)なっています。

食に関する知識を身に付け、健全な食生活を実践することにより、生涯にわたって「食べる力」を「生きる力」へと育むことが重要です。また正しい食習慣とともに、ストレスやライフスタイルの乱れからくるリスクについても正しく理解する必要があります。

- 「健康」に関する区民アンケート調査によると、1日30分以上の汗ばむ運動に対して、20代男性では最低1日以上運動をしている割合が5割以上となっている一方で、20代女性は運動していないが7割以上となっており、女性の若者の運動不足の傾向がうかがえます。

若者の健やかな成長には、性別や年齢・障害の有無などに関わらず参画できるスポーツや地域の活動を通じて、体の健康はもちろん、心の健康増進、さらに他者との交流体験を重ねることでのさまざまな感情を味わい、心身ともに成長していくことが重要です。

- 若者たちにとって、SDGsの目標にもある「ジェンダー平等」は、より身近な社会問題となっています。日本労働組合総連合会の調査によるとZ世代の約9割が社会課題に関心があると答え、その中でも「ジェンダーにもとづく差別」は上位になります。社会における性的マイノリティの生きづらさは、日常的な違和感をはじめ、自身の自己肯定感を低くする要素となる可能性もあることから、ライフプランやアイデンティティへの不安にもつながっています。今後、社会の仕組みの変化と、若者の意識や行動の相乗効果が、ジェンダーギャップの解消につながっていくことが期待されます。

（１）基本的な生活習慣の形成

「みんなが笑顔で楽しい食環境を通じて豊かな人生を送る」ことを目標に、ライフステージに合わせた食育事業を実施します。

健康づくりに対する知識の普及や、健康管理・生活習慣病予防に役立てるための検診を実施します。

計画事業

食育の推進事業 [事業番号 37]

食育推進事業 [事業番号 38]

栄養指導事業 [事業番号 39]

（２）健康づくりやスポーツ活動の推進

スポーツを通じて、健康的な体づくりはもちろん、ストレスの軽減、自己肯定感の向上、集中力や注意力の醸成、チームワークや社交性の発展、忍耐力と向上心の養成など、心の健康増進も促します。

計画事業

健康づくりのための普及啓発事業 [事業番号 40]

区立スポーツ施設整備運営事業 [事業番号 41]

スポーツ振興事業 [事業番号 45]

区民健康スポーツデー事業 [事業番号 46]

総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 [事業番号 47]

健康づくりのための環境整備事業 [事業番号 63]

スポーツ推進委員の活動事業 [事業番号 145]

(3) 心身の健康保持の支援

性別を理由に不自由することなく、自分の存在を誇りに思うことができ、また他者と互いに尊重し合える人間性を育みます。

計画事業

男女共同参画に関する各種啓発の取組事業〔事業番号 49〕

若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業〔事業番号 70〕

リプロダクティブヘルス推進事業〔事業番号 71〕

現状と課題

- 令和 5 年度の「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」において、協調の幸福感の幸福度は、日本では 13～15 歳が最も高く、年齢があがるにつれて低下し、25～29 歳の群で最も低くなるという結果が出ています。また、いずれの年齢層でも自己肯定感との相関が最も高いことから、人生で行っていることへの価値を感じるかどうか、生活満足度や将来の展望などの価値につながるものがうかがえます。

実態調査によると、若者の自由な時間を過ごす場所としては自分の家のほか、カフェや飲食店、商業施設が主となっている中、求める居場所としては、行きたいときに行ける、のんびりできる、自由に過ごせる、やりたいことにチャレンジできる、といったものが多く挙げられています。

そのため、若者が安定した居場所を持ち、自分の将来を切り拓(ひら)くことができると感じられる環境づくり、さらには、社会関係や価値観を育む場や機会が大切になります。若者それぞれがサポートを受けながら、仲間をつくり、将来への意欲を育むことができる機会、また多様性を認識する場や機会をつくることが求められています。
- 実態調査において、実際に参加している、または参加してみたい地域活動について「祭りなどの文化行事・イベント」が 37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」が 25.1%となっている一方で、「参加していない・したくない」が 40.3%となっています。また、地域活動に多くの人が参加するために必要なこととしては、「気軽に参加できること」「活動内容の魅力化」「負担が少なくできること」などが上位に挙げられています。地域コミュニティの活性化に対しても、若者が地域活動に参画しやすい仕組みづくりが求められています。
- 非正規や定収入が見込めない若者が増え、自身を取り巻く環境が不安定で、賃金がなかなか上がらない経済状況を生きている若者も少なくありません。その反面、少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することも求められています。若者の就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者を望ましい雇用環境へ導く必要があります。こうした現状を踏まえ、職業的自立に必要な能力・態度を身に付けるようキャリア教育・職場体験などの学習活動を行うとともに、個人の資質や能力に応じた就労ができるよう支援していくことが求められています。

（１）多様な居場所づくりや体験の機会の充実

各種団体との連携を図り、若者の居場所やさまざまな体験・活動の機会づくりを推進します。

計画事業

こどもの居場所ネットワークづくり事業〔事業番号 43〕
地域福祉プラットフォーム事業〔事業番号 54〕
すみだ生涯学習センター事業〔事業番号 179〕
自主グループ等への支援事業〔事業番号 255〕
地域力育成・支援事業〔事業番号 280〕

（２）若者の地域活動や社会参画の推進

地域活動や選挙など、社会参画の機会と情報を提供し、若者の社会参画を促進します。
地域の大人を交えた活動、清掃や防災をはじめ、ボランティアなどへの参画を通じて、コミュニティとしての意義や役割、社会に参画するためのスキルや他者との交流する力を育みます。

計画事業

すみだまつり・こどもまつり事業〔事業番号 48〕
総合防災教育事業〔事業番号 146〕
クリーンキャンペーン事業〔事業番号 178〕
夏体験ボランティア事業〔事業番号 252〕
学校のボランティア活動普及事業〔事業番号 253〕
ボランティア推進事業〔事業番号 256〕
ボランティアセンターの活動事業〔事業番号 257〕
はたちのつどい事業〔事業番号 281〕
若年投票立会人事業〔事業番号 282〕
若年啓発グループ事業〔事業番号 283〕

（３）職業的自立の支援

東京都やハローワーク墨田と連携し、若者の雇用・就労の促進を図ります。また、セミナーやスキルアップの機会の環境整備に努めます。

若者の生活困窮者の自立促進を図ります。

安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等、必要な支援を行います。

計画事業

就職・仕事カウンセリングルームの運営事業〔事業番号 58〕
若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業〔事業番号 62〕
被保護者自立促進事業（就労支援費）〔事業番号 284〕
住居確保給付金の支給事業〔事業番号 285〕
就職支援コーナーすみだ事業〔事業番号 286〕
求職者支援訓練事業〔事業番号 287〕
職業訓練受講給付金事業〔事業番号 288〕
若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）制度〔事業番号 289〕
合同就職面接会等の開催事業〔事業番号 290〕
人材確保プロモーション支援事業〔事業番号 291〕
人材確保・就職支援コーナー事業〔事業番号 292〕
ヤング相談コーナー事業〔事業番号 293〕
ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業〔事業番号 294〕

現状と課題

- 現在の日本においては、コロナ禍を経てさらに社会の環境（技術的・経済的・労働環境等）の変化は加速しています。その中で、ひとり親世帯や若者の貧困、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題は依然として深刻化が進行しています。

また、SNSの広がりや負の側面として、有害情報の氾濫や、いわゆる闇バイトや薬物などの違法行為に巻き込まれることなどの新たな問題が生まれていることから、若者をめぐる環境は悪化しています。そのような現状に対しては、これまでの取組を継続しつつ、新たな視点やより踏み込んだ問題意識に基づいて、若者やその家族の状況を具体的に認識し、それぞれの課題に適切に届く支援を行っていくことが重要です。

- 発達の課題や障害がある若者が、意欲をもって、社会の中で周囲の人との継続的な関係を築き、自立していくためには、各家庭の状況や個人の特性を踏まえた相談支援体制を充実させ、支えていくことが重要です。そのために、発達段階や障害の性質に応じた教育環境の整備や、能力に応じた就労支援・就労環境の向上を図っていく必要があります。また、発達の課題や障害のある若者が地域社会に参画し、包摂されるための理解促進や、若者の状況に合わせた適切な教育環境を家族が選択していくための支援についても行っていく必要があります。

- ひきこもり対策として、墨田区では「ひきこもりに関する専用相談窓口」のほか、令和5年11月にはひきこもり支援専用ウェブサイト「すみ家」を開設して、ひきこもりで悩む当事者や家族からの相談を受け、解決に向けた伴走支援を進めています。一方で、実態調査では、ひきこもり群は13.6%となっており、趣味や買い物を除き外出をほとんどしない割合は増加傾向にあります。コロナ禍の影響もあり、またそれ以前から存在している問題による影響でひきこもり状態にいる人は多く、それが長期にわたることもあります。ひきこもりの原因となっている困難や生きづらさを解消していくことが必要であり、居場所、相談できる人や助けてくれる機関と結び付ける体制を強化していくことが重要です。

若年無業者（ニート）においても、その数は増加傾向にあります。困難や生きづらさを抱えているすべての若者に、気軽に相談できる場や、人とのつながりを持てる場を確実に提供するとともに、若者がより社会参画できるような取組を進めていく必要があります。

- 若者が犯罪・非行に巻き込まれることは、貧困や家庭環境による発達・発育への影響などの構造的で環境的な問題が解消されない限り、抜本的な解決にはつながりません。

また、個々人が持つデジタルデバイスを通じて犯罪者や犯罪組織、またはそれに類する人物・集団と関わりを持つ例が増加していることから、それらのつながりやその契機を把握し、阻止することは、より難しくなっています。

そのような状況においては、若者における犯罪・非行がほかの諸問題と深く関係していることを認識するとともに、意識醸成や啓発活動を行うこと、個別の問題に対処していくことが必要です。また、より簡単に犯罪・非行に巻き込まれうる現在においては、居場所の支援や地域社会とのつながりをつくることでの予防、関わった若者への社会復帰支援の取組が求められます。

- 単身世帯・ひとり親世帯の増加や雇用・就業構造の変化などによって、生活していくことが困難な世帯が増加しており、生活の困難から抜け出すことができない「貧困の連鎖」という課題があります。

実態調査において、区の若者施策に求めることとして、居場所の提供に次いで、経済的困難への支援(34.1%)が上位となっており、若者への経済的支援は課題の一つとなっています。

これらの課題に対して、関係機関の協力により包括的に対処していくことが求められます。また、若者それぞれの状況に応じた適切な方法をもって、それらに対処していくことが必要です。

- 言語の違いや国籍・在留資格、家庭環境・所得など要因はさまざまですが、外国にルーツを持つ若者の増加や、異性愛規範や男女二元論が相対化され、それらに対して違和感を表明したり帰属意識を持たなかったりする人の声が徐々に尊重されるようになってきています。そのような若者への支援が特別必要でなくなるまでは、一人ひとりに向き合い声を聴くきめ細かな支援と、それらを取り巻く周囲の人々や地域、社会への働きかけが求められます。

（１）障害のある若者への支援

障害のある若者が社会の中で就労し生活していくために、基本的なルールや協調性を身につけるためのプログラムを実施します。

就労の環境や工賃を向上させることで継続的な就労を促し、社会の中で自立できるプロセスを整備していきます。

経済的に困窮している家庭に対して、助言や経済的な支援、就労への支援も行っています。

計画事業

自立支援医療（精神通院）の支給制度 [事業番号 51]
障害児福祉手当制度 [事業番号 149]
児童育成手当（障害）制度 [事業番号 150]
特別児童扶養手当制度 [事業番号 151]
すみだ教室事業 [事業番号 278]
就労継続支援事業 [事業番号 295]
すみだ障害者就労支援総合センター事業 [事業番号 296]
墨田区福祉作業所等ネットワーク事業 [事業番号 297]

（２）若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

若年無業者（ニート）やひきこもり、その周囲の人が、それぞれの苦労を話す場を設けることで、問題や課題を明確にし、支援につなげていきます。

無業状態やひきこもり状態を解消し、自立を促していくために、就労意欲を喚起し、その人に合った職や働き方と結び付けるための支援を行っています。

計画事業

ひきこもり支援推進事業 [事業番号 44]
社会参加促進事業 [事業番号 298]

（３）生活困窮家庭や若者の貧困の対策

若者の健全な生活を支えるため、生活困窮家庭や貧困を抱える若者への各種支援を行います。

計画事業

特定自転車駐車場の使用料減額制度 [事業番号 147]
特定自転車駐車場の優先当選制度 [事業番号 148]
墨田育英会事業 [事業番号 279]
生活困窮者自立支援事業 [事業番号 299]
生活困窮者家計改善支援事業 [事業番号 300]
生活困窮者就労準備支援事業 [事業番号 301]

(4) 若者の自殺対策

さまざまな悩みの相談窓口や周囲の気づきから、若者の自殺防止の取組を図ります。

計画事業

ゲートキーパー研修事業 [事業番号 302]
すみだ こころと生活の相談窓口事業 [事業番号 303]

(5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

外国にルーツをもつ若者たちが社会の中で生きていくにあたっての障害になっているものについて、非日本語で相談できる窓口を設けることで解決を図っていきます。

個別的支援が必要な若者やその周囲の人が相談できる窓口を設け、話を聞き適切なアドバイスを行うとともに、関係機関と連携を図ることで適切な支援につなげていきます。

個別的支援が必要な若者が自立していくために、その前段階としてカウンセリングやセミナー、ボランティア体験など、さまざまなプログラムを実施していきます。

計画事業

母子・父子、女性、家庭相談事業 [事業番号 50]
各種相談の実施事業 [事業番号 52]
性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発事業 [事業番号 53]
こども・若者への見守り支援事業 [事業番号 55]
外国語相談事業 [事業番号 72]
思春期相談・思春期講演会事業 [事業番号 254]

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化等の影響により家族のあり方が変わるとともに、地域社会のつながりも弱まり、地域社会における人間関係の希薄化は、地域活動への参画意識を弱めるなど、地域力低下の要因となっています。さらにコロナ禍を経て、インターネットやSNSの普及によりオンラインでの人間関係が進む一方で、リアルなコミュニケーションによる人とのつながりを感じづらく、不安や孤独感に苛(さいな)まれている若者も少なくありません。区内の関連団体との連携や協働により、このような若者の悩みに寄り添いながら若者を見守り、健全育成を支援する仕組みをつくることが求められています。
- 若者が巻き込まれるような性犯罪やインターネットを使った事件が後を絶たず、薬物乱用の低年齢化も憂慮されており、若者たちを犯罪被害から守るための取組や薬物乱用の防止に向けた取組のさらなる充実が求められています。
- まちの環境や治安、日々の生活環境を守り、住みよいまちにすることは、若者たちを犯罪から守るだけでなく、地元愛を育み、地域とのつながりを強め、その循環が若者たちの人間性をより高めることにもつながっていきます。

(1) 非行・犯罪への対策

健全な成長を促し、非行や犯罪に関わることを予防するために関係機関・団体と連携し、意識の醸成や周知の活動を行っています。

予防だけでなく、罪を犯した若者が社会に復帰できるようにするために、保護観察や生活環境の調整を行うほか、その若者を取り巻く周囲の区民の理解と協力を得るための啓発活動を行っています。

計画事業

墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業 [事業番号 258]
更生保護活動事業 [事業番号 259]
社会を明るくする運動事業 [事業番号 260]

(2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実

若者の健やかな成長を多面的にサポートするため、地域に根差した団体やその連携によるネットワークなどの仕組みづくりを通じて若者を社会全体で見守ります。

地域で若者の非行防止や健全育成を推進し、支える人材を育成するなど、活動団体の支援を行います。

さまざまな媒体を使った方法での情報提供やライフステージに合わせた相談支援を図ります。

計画事業

家庭と地域の教育力充実事業 [事業番号 42]
民生委員・児童委員活動事業 [事業番号 56]
協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業 [事業番号 57]
ワーク・ライフ・バランス推進事業 [事業番号 73]
青少年問題協議会の運営事業 [事業番号 153]
地域教育懇談会事業 [事業番号 261]
青少年委員活動の推進事業 [事業番号 262]
青少年育成委員会活動への支援事業 [事業番号 263]

（３）若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

犯罪発生抑制や治安の向上、道路のバリアフリー化や通行空間の整備など、安全・安心なまちづくりを推進します。

計画事業

防犯パトロールカーによる巡回事業〔事業番号 59〕
交通安全普及啓発事業〔事業番号 60〕
公園等新設・再整備事業〔事業番号 64〕
トイレ改築事業〔事業番号 65〕
道路バリアフリー整備事業〔事業番号 66〕
歩行者・自転車通行空間再整備事業〔事業番号 67〕
すみだ良質な集合住宅認定制度〔事業番号 68〕
子育て世帯等定住促進事業〔事業番号 74〕
住宅修築資金融資あっせん事業〔事業番号 75〕

（４）若者への積極的な情報発信・情報共有

さまざまな若者向けの取組や機会などの情報が広く若者に届くよう、多様な手法を用いて積極的に情報発信を行います。

計画事業

危機情報のメール配信事業〔事業番号 61〕
各種広報媒体による情報発信事業〔事業番号 69〕

The background of the entire page is white, covered with numerous circles of varying sizes in shades of purple. The circles have a soft, watercolor-like texture. A large, prominent purple circle is located on the right side, partially overlapping the text.

第Ⅳ部

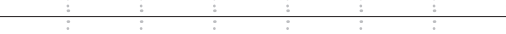
こども・若者、子育て家庭等を支える事業

第Ⅳ部

こども・若者、子育て家庭等を支える事業

1 事業一覧(ライフステージ別)

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
1	出産・子育て応援事業(ゆりかご・すみだ事業)	子1-(1)	←→						
2	親子健康手帳(母子健康手帳)の交付事業	子1-(1)	←→						
3	入院助産事業	子1-(1)	←→						
4	出産準備クラス・パパのための出産準備クラス事業	子1-(1)	←→						
5	国民健康保険料の産前産後期間の免除制度	子1-(1)	←→						
6	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	子1-(1)	←→						
7	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	子1-(1)	←→→						
8	妊産婦訪問指導事業	子1-(1)	←→→						
9	家事・育児サポーター事業	子1-(1)	←→→						
10	妊婦のための支援給付事業	子1-(1)	←→→						
11	周産期保健医療ネットワークの運営事業	子1-(1)	←→→						
12	赤ちゃん休けいスポット事業	子6-(2)	←→→						
13	母子健康診査事業	子1-(2)	←→→→						
14	母子歯科健康診査事業	子1-(2)	←→→→						
15	保育コンシェルジュ事業	子1-(3)	←→→→						
16	両国・文花子育てひろばの運営事業	子1-(3)	←→→→						
17	児童館における地域子育て支援拠点事業	子1-(3)	←→→→						
18	民間事業者による地域子育て支援拠点事業	子1-(3)	←→→→						
19	シニア人材バンク事業	子5-(1)	←→→→						
20	こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり事業 (公園等新設・再整備事業)	子6-(2)	←→→→→→→→						

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者	
21	子育て世帯が安全に移動できる道路の環境 づくり事業	子6-(2)								
22	区公式LINEを活用した情報配信事業 (きずなメール)	子6-(3)								
23	小児医療体制の充実・確保事業	子1-(2)								
24	利用者支援事業	子1-(3)								
25	子ども読書活動の推進事業 ○地域での読書活動の推進 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ○家庭における読書活動の啓発	子3-(2)								
26	母子等緊急一時保護事業	子4-(1)								
27	小児精神障害の医療費助成制度	子4-(2)								
28	要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、 再発防止の強化事業	子4-(4)								
29	児童虐待防止に向けた啓発活動の推進事業	子4-(4)								
30	児童虐待に関する相談事業	子4-(4)								
31	児童相談事業	子4-(4)								
32	社会的養護推進のための啓発強化事業	子4-(4)								
33	地域子育てネットワークの構築事業	子5-(1)								
34	ボール遊びができる公園等の整備事業	子6-(2)								
35	放置自転車等対策事業	子6-(2)								
36	すみだいきいき子育てガイドブックの発行事業	子6-(3)								
37	食育の推進事業	子1-(2) 若1-(1)								
38	食育推進事業	子1-(2) 若1-(1)								
39	栄養指導事業	子1-(2) 若1-(1)								
40	健康づくりのための普及啓発事業	子1-(2) 若1-(2)								
41	区立スポーツ施設整備運営事業	子1-(2) 若1-(2)								
42	家庭と地域の教育力充実事業	子1-(3) 若4-(2)								
43	こどもの居場所ネットワークづくり事業	子3-(1) 若2-(1)								
44	ひきこもり支援推進事業	子3-(1) 若3-(2)								

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
45	スポーツ振興事業	子3-(2) 若1-(2)	←						→
46	区民健康スポーツデー事業	子3-(2) 若1-(2)	←						→
47	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	子3-(2) 若1-(2)	←						→
48	すみだまつり・こどもまつり事業	子3-(2) 若2-(2)	←						→
49	男女共同参画に関する各種啓発の取組事業	子3-(4) 若1-(3)	←						→
50	母子・父子、女性、家庭相談事業	子4-(1) 若3-(5)	←						→
51	自立支援医療(精神通院)の支給制度	子4-(2) 若3-(1)	←						→
52	各種相談の実施事業	子4-(4) 若3-(5)	←						→
53	性的マイノリティの人の人権等さまざまな 人権問題に関する啓発事業	子4-(4) 若3-(5)	←						→
54	地域福祉プラットフォーム事業	子5-(1) 若2-(1)	←						→
55	こども・若者への見守り支援事業	子5-(1) 若3-(5)	←						→
56	民生委員・児童委員活動事業	子5-(1) 若4-(2)	←						→
57	協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業	子5-(1) 若4-(2)	←						→
58	就職・仕事カウンセリングルームの運営事業	子5-(2) 若2-(3)	←						→
59	防犯パトロールカーによる巡回事業	子5-(3) 若4-(3)	←						→
60	交通安全普及啓発事業	子5-(3) 若4-(3)	←						→
61	危機情報のメール配信事業	子5-(3) 若4-(4)	←						→
62	若者や子育て世代等の女性などに対する 就労支援事業	子6-(1) 若2-(3)	←						→
63	健康づくりのための環境整備事業	子6-(2) 若1-(2)	←						→
64	公園等新設・再整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←						→
65	トイレ改築事業	子6-(2) 若4-(3)	←						→
66	道路バリアフリー整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←						→
67	歩行者・自転車通行空間再整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←						→
68	すみだ良質な集合住宅認定制度	子6-(2) 若4-(3)	←						→
69	各種広報媒体による情報発信事業	子6-(3) 若4-(4)	←						→

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者	
70	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業	子3-(3) 若1-(3)	←→				←→			
71	リプロダクティブヘルス推進事業	子3-(3) 若1-(3)	←→				←→			
72	外国語相談事業	子4-(4) 若3-(5)	←→						←→	
73	ワーク・ライフ・バランス推進事業	子6-(1) 若4-(2)	←→						←→	
74	子育て世帯等定住促進事業	子6-(2) 若4-(3)	←→				←→		←→	
75	住宅修築資金融資あっせん事業	子6-(2) 若4-(3)	←→				←→		←→	
76	出産・子育て応援事業(パースデーサポート)	子1-(1)		←→						
77	産後ケア事業	子1-(1)		←→						
78	育児学級・育児講演会事業	子1-(3)		←→						
79	小規模保育事業・家庭的保育事業	子2-(1)		←→						
80	定期利用保育事業	子2-(2)		←→						
81	男性対象講座「すみだパパスクール」事業	子6-(1)		←→						
82	歯科衛生相談運営事業	子1-(2)		←→						
83	乳幼児健康診査事業(3〜4か月児、6〜7か月児、 9〜10か月児、1歳半児、3歳児)、乳幼児経過観察健診、 アレルギー健診	子1-(2)		←→						
84	アレルギー健診事業	子1-(2)		←→						
85	保育園における地域子育て支援事業	子1-(3)		←→						
86	幼稚園の園庭開放事業	子1-(3)		←→						
87	社会福祉会館における乳幼児事業	子1-(3)		←→						
88	子育て安心ステーション事業	子1-(3)		←→						
89	乳幼児子育て相談事業	子1-(3)		←→						
90	いっしょに保育事業	子1-(3)		←→						
91	育児相談事業	子1-(3)		←→						
92	一時預かり事業	子1-(3)		←→						
93	みんなであ・そ・ぼ「こみかんたいむ」 「おれんじたいむ」事業	子1-(3)		←→						
94	子育てママ対象講座事業	子1-(3)		←→						

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						審査
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	
95	保育における安全・安心な環境づくり事業	子2-(1)		←→					
96	特定教育・保育施設等への指導検査事業	子2-(1)		←→					
97	保育士の確保事業	子2-(1)		←→					
98	保育施設における質の向上のための取組事業	子2-(1)		←→					
99	保育施設の福祉サービス第三者評価の受審推進事業	子2-(1)		←→					
100	区立保育園への民間活力導入事業	子2-(1)		←→					
101	私立保育所等整備助成事業	子2-(1)		←→					
102	延長保育事業	子2-(2)		←→					
103	スポット延長保育事業	子2-(2)		←→					
104	休日保育事業	子2-(2)		←→					
105	年末保育事業	子2-(2)		←→					
106	緊急一時保育事業	子2-(2)		←→					
107	保育施設における障害児保育事業	子4-(2)		←→					
108	心理相談員の保育施設への巡回事業	子4-(2)		←→					
109	医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業	子4-(4)		←→					
110	幼児教育・保育の無償化事業	子4-(4)		←→					
111	認証保育所保育料負担軽減補助事業	子4-(4)		←→					
112	ふれあい給食事業	子5-(1)		←→					
113	ベビーシッター利用支援事業	子2-(2) 子6-(3)		←→					
114	病児保育事業	子2-(2) 子6-(3)		←→					
115	すみだ子育て支援ネット「はぐ」事業	子2-(2)		←→					
116	すみだファミリー・サポート・センター事業	子5-(1)		←→					
117	栄養価の高い給食の提供事業	子1-(2)		←→					
118	ショートステイ事業	子1-(3)		←→					
119	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業	子1-(3)		←→					

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
120	こどもの予防接種事業	子1-(2)		←	→				
121	こども医療費助成事業	子1-(2)		←	→				
122	児童館事業	子3-(1)		←	→				
123	児童館の改修事業	子3-(1)		←	→				
124	コミュニティ会館事業	子3-(1)		←	→				
125	社会福祉会館事業	子3-(1)		←	→				
126	児童扶養手当制度	子4-(1)		←	→				
127	児童育成手当制度	子4-(1)		←	→				
128	ひとり親家庭の医療費の助成事業	子4-(1)		←	→				
129	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子4-(1)		←	→				
130	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業	子4-(1)		←	→				
131	ひとり親家庭就業・自立支援事業	子4-(1)		←	→				
132	東京都母子及び父子福祉資金の貸付事業	子4-(1)		←	→				
133	母子生活支援施設事業	子4-(1)		←	→				
134	養育費等支援事業	子4-(1)		←	→				
135	障害児通所支援事業	子4-(2)		←	→				
136	障害児移動支援事業	子4-(2)		←	→				
137	自立支援医療(育成医療)の支給制度	子4-(2)		←	→				
138	児童手当制度	子4-(4)		←	→				
139	養育支援訪問事業	子4-(4)		←	→				
140	重症心身障害児(者)等介護者支援事業	子4-(4)		←	→				
141	教育相談事業	子4-(4)		←	→				
142	医療的ケア児の受入事業	子4-(4)		←	→				
143	発達が気になるお子さんの相談の強化事業	子4-(4)		←	→				
144	子育て支援活動助成事業	子5-(1)		←	→				

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
145	スポーツ推進委員の活動事業	子1-(2) 若1-(2)		←	→	→	→	→	→
146	総合防災教育事業	子3-(3) 若2-(2)		←	→	→	→	→	→
147	特定自転車駐車場の使用料減額制度	子4-(1) 若3-(3)		←	→	→	→	→	→
148	特定自転車駐車場の優先当選制度	子6-(2) 若3-(3)		←	→	→	→	→	→
149	障害児福祉手当制度	子4-(2) 若3-(1)		←	→	→	→	→	→
150	児童育成手当(障害)制度	子4-(2) 若3-(1)		←	→	→	→	→	→
151	特別児童扶養手当制度	子4-(2) 若3-(1)		←	→	→	→	→	→
152	医療的ケア児に関する協議会及び 庁内連絡会議の運営事業	子4-(4) 若3-(1)		←	→	→	→	→	→
153	青少年問題協議会の運営事業	子5-(1) 若4-(2)		←	→	→	→	→	→
154	5歳児健康相談事業	子1-(2)			↔				
155	幼児教育の推進事業	子2-(1)			↔				
156	私立幼稚園等の預かり保育事業	子2-(2)			↔				
157	幼稚園における特別支援教育事業	子4-(2)			↔				
158	幼稚園昼食費補助事業	子4-(4)			↔				
159	私立幼稚園等園児の保護者への助成事業	子4-(4)			↔				
160	自然環境学習事業	子3-(2)			←	→			
161	幼保小中一貫教育推進事業	子2-(1)			←	→			
162	ものづくりフェア事業	子3-(2)			←	→			
163	特色ある学校づくり事業	子3-(3)			←	→			
164	教職員研修事業	子3-(3)			←	→			
165	学校支援指導員派遣事業	子3-(3)			←	→			
166	学校運営連絡協議会の設置と運営事業	子5-(1)			←	→			
167	児童の交通安全教育事業	子5-(3)			←	→			
168	緊急情報発信メール配信事業	子5-(3)			←	→			
169	緊急通報装置等の防犯設備事業	子5-(3)			←	→			

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
170	ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業)	子1-(2)							
171	わんぱく天国事業	子3-(2)							
172	環境体験学習事業	子3-(2)							
173	こどもの未来応援事業(こども食堂・食品ロス削減)	子4-(1)							
174	ヤングケアラーの認知度向上のための啓発事業	子4-(4)							
175	ヤングケアラーの相談・支援事業	子4-(4)							
176	すみだ探究工房事業	子5-(2)							
177	起震車による地震体験事業	子3-(2)							
178	クリーンキャンペーン事業	子3-(2) 若2-(2)							
179	すみだ生涯学習センター事業	子5-(1) 若2-(1)							
180	学童クラブ事業	子3-(1)							
181	放課後子ども教室推進事業	子3-(1)							
182	子どもの体験活動支援事業	子3-(2)							
183	サブ・リーダー講習会事業	子3-(2)							
184	夏休み自然体験教室事業	子3-(2)							
185	すみだ子どもPR大使事業	子3-(2)							
186	環境学習の支援事業	子3-(3)							
187	ごみの減量と分別に関する環境学習事業	子3-(3)							
188	学童クラブへの障害児の受入事業	子4-(2)							
189	子ども会活性化事業	子5-(1)							
190	学校安全ボランティア事業	子5-(1)							
191	地域防犯対策事業	子5-(3)							
192	帰宅呼びかけ放送事業	子5-(3)							
193	防犯ブザーの配布事業	子5-(3)							
194	こどもの110番事業	子5-(3)							

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
195	スクールゾーン育成事業費支援事業	子5-(3)				↔			
196	通学路防犯設備整備事業	子5-(3)				↔			
197	健康と体力向上の推進事業	子1-(2)				↔	↔		
198	各種スポーツ活動事業	子3-(2)				↔	↔		
199	子ども読書活動の推進事業 ○学校図書館の充実 ○学校と図書館の連携強化 ○ほうかご図書室	子3-(2)				↔	↔		
200	生産体験活動事業	子3-(2)				↔	↔		
201	被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金 支給事業	子3-(2)				↔	↔		
202	国際理解教育の推進事業	子3-(3)				↔	↔		
203	情報教育の推進事業	子3-(3)				↔	↔		
204	学力向上推進事業	子3-(3)				↔	↔		
205	道徳教育の推進事業	子3-(3)				↔	↔		
206	人権教育事業	子3-(3)				↔	↔		
207	図書館を使った調べる学習コンクール事業	子3-(3)				↔	↔		
208	体験的な活動を取り入れた学習の展開事業	子3-(3)				↔	↔		
209	伝統文化等に触れる機会の提供事業	子3-(3)				↔	↔		
210	交流教育・障害児理解教育の実施事業	子3-(3)				↔	↔		
211	学校教育における生活習慣にかかわる指導事業	子3-(3)				↔	↔		
212	SOSの出し方に関する教育事業	子3-(3)				↔	↔		
213	学校ICT化推進事業	子3-(3)				↔	↔		
214	普通教室等ICT運営管理事業	子3-(3)				↔	↔		
215	創業機運醸成事業	子3-(4)				↔	↔		
216	小中学生向け啓発物の配布事業	子3-(4)				↔	↔		
217	特別支援教育への対応事業	子4-(2)				↔	↔		
218	特別支援学級・教室の運営事業	子4-(2)				↔	↔		

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
219	特別支援学級等の就学相談事業	子4-(2)				←→			
220	就学奨励費の支給事業	子4-(2)				←→			
221	介助支援の実施事業	子4-(2)				←→			
222	就学援助事業	子4-(3)				←→			
223	被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の 支給事業	子4-(3)				←→			
224	教育支援センター事業	子4-(4)				←→			
225	いじめ・不登校防止対策事業	子4-(4)				←→			
226	外国籍等児童・生徒の支援事業	子4-(4)				←→			
227	修学旅行費・日光移動教室無償化事業	子4-(4)				←→			
228	学校給食費保護者負担軽減事業	子4-(4)				←→			
229	私立学校就学者等支援事業	子4-(4)				←→			
230	高齢者とのコミュニケーション(講演会等)事業	子5-(1)				←→			
231	PTAへの支援事業	子5-(1)				←→			
232	闇バイト対策推進事業	子5-(1)				←→			
233	墨田区青少年健全育成区民大会事業	子5-(1)				←→			
234	学校支援ネットワーク事業	子5-(1)				←→			
235	セーフティ教室事業	子5-(3)				←→			
236	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策事業	子1-(2)				←→			
237	エイズ及び性感染症等に関する性教育事業	子1-(2)				←→			
238	子ども第三の居場所事業	子3-(1)				←→			
239	児童・生徒向けボランティアスクール事業	子3-(2)				←→			
240	すみだ少年少女合唱団事業	子3-(2)				←→			
241	児童館における定期学習会の実施事業	子3-(2)				←→			
242	消防少年団事業	子3-(3)				←→			
243	明るい選挙啓発ポスターコンクール事業	子3-(4)				←→			

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
244	こどもの学習・生活支援事業	子4-(1)				←→			
245	被保護者自立促進事業(学習環境整備支援費)	子4-(3)				←→			
246	次代に継ぐ平和のかたりべ事業	子5-(1)				←→			
247	ふれあい協議会事業	子5-(1)				←→			
248	地域パトロール事業	子5-(3)				←→			
249	スクールサポーター制度	子5-(3)				←→			
250	有害環境の浄化活動事業	子5-(3)				←→			
251	サイバーパトロールの実施事業	子5-(3)				←→			
252	夏体験ボランティア事業	子3-(2) 若2-(2)				←→			→
253	学校のボランティア活動普及事業	子3-(3) 若2-(2)				←→			→
254	思春期相談・思春期講演会事業	子4-(4) 若3-(5)				←→			→
255	自主グループ等への支援事業	子5-(1) 若2-(1)				←→			→
256	ボランティア推進事業	子5-(1) 若2-(2)				←→			→
257	ボランティアセンターの活動事業	子5-(1) 若2-(2)				←→			→
258	墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業	子5-(1) 若4-(1)				←→			→
259	更生保護活動事業	子5-(1) 若4-(1)				←→			→
260	社会を明るくする運動事業	子5-(1) 若4-(1)				←→			→
261	地域教育懇談会事業	子5-(1) 若4-(2)				←→			→
262	青少年委員活動の推進事業	子5-(1) 若4-(2)				←→			→
263	青少年育成委員会活動への支援事業	子5-(1) 若4-(2)				←→			→
264	区報ジュニアレポーター事業	子3-(2)					↔		
265	中学生区議会事業	子3-(2)					↔		
266	防災教育事業	子3-(3)					↔		
267	墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業	子4-(3)					↔		
268	中学生の職場体験の充実事業	子5-(2)					↔		

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
269	デートDV予防啓発講座事業	子5-(3)					↔		
270	児童館における中高生世代の音楽活動の支援事業	子3-(2)					↔		
271	学卒求人申込説明会事業	子3-(4)					↔		
272	中高生の就職支援事業	子3-(4)					↔		
273	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業	子4-(1)					↔		
274	受験生チャレンジ支援貸付事業	子4-(3)					↔		
275	少年団体の育成事業	子5-(1)					↔		
276	被保護者自立促進事業(大学等進学支援費)	子4-(3)						↔	
277	健康診査事業	子1-(2) 若1-(1)						↔	
278	すみだ教室事業	子4-(2) 若3-(1)						↔	
279	墨田育英会事業	子4-(3) 若3-(3)						↔	
280	地域力育成・支援事業	若2-(1)							↔
281	はたちのつどい事業	若2-(2)							↔
282	若年投票立会人事業	若2-(2)							↔
283	若年啓発グループ事業	若2-(2)							↔
284	被保護者自立促進事業(就労支援費)	若2-(3)							↔
285	住居確保給付金の支給事業	若2-(3)							↔
286	就職支援コーナーすみだ事業	若2-(3)							↔
287	求職者支援訓練事業	若2-(3)							↔
288	職業訓練受講給付金事業	若2-(3)							↔
289	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金(国)制度	若2-(3)							↔
290	合同就職面接会等の開催事業	若2-(3)							↔
291	人材確保プロモーション支援事業	若2-(3)							↔
292	人材確保・就職支援コーナー事業	若2-(3)							↔
293	ヤング相談コーナー事業	若2-(3)							↔

事業 番号	計画 事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
294	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業	若2-(3)							↔
295	就労継続支援事業	若3-(1)							↔
296	すみだ障害者就労支援総合センター事業	若3-(1)							↔
297	墨田区福祉作業所等ネットワーク事業	若3-(1)							↔
298	社会参加促進事業	若3-(2)							↔
299	生活困窮者自立支援事業	若3-(3)							↔
300	生活困窮者家計改善支援事業	若3-(3)							↔
301	生活困窮者就労準備支援事業	若3-(3)							↔
302	ゲートキーパー研修事業	若3-(4)							↔
303	すみだ こころと生活の相談窓口事業	若3-(4)							↔

2 事業の内容

1 出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）		子 1-(1)
事業概要	目的	専門職による面接を実施し、必要な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実現する。
	具体的内容	保健師などの専門職が妊婦に面接を行い、継続した支援が必要な場合には支援プランを作成して、関係機関と連携しながら必要な支援を実施します。
	担当課・機関	健康推進課
2 親子健康手帳（母子健康手帳）の交付事業		子 1-(1)
事業概要	目的	安心して妊娠期を過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう支援する。
	具体的内容	妊娠の届出により親子健康手帳（母子健康手帳）の交付を行い、必要に応じて保健指導を行います。
	担当課・機関	健康推進課
3 入院助産事業		子 1-(1)
事業概要	目的	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の助産支援を行う。
	具体的内容	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由（低所得など）により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、児童福祉法に規定する助産施設で安心して分娩できるよう、出産費用を助成します。
	担当課・機関	生活福祉課
4 出産準備クラス・パパのための出産準備クラス事業		子 1-(1)
事業概要	目的	妊娠中を快適に過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の習得を図る。
	具体的内容	○出産準備クラス これから出産を迎える妊婦の方を対象に、お産の進み方や妊娠中の過ごし方、妊娠中の食生活に関する講座などを実施します。
	具体的内容	○パパのための出産準備クラス これから出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊婦疑似体験や赤ちゃんのお世話の実習、参加者同士の情報交換などを行います。
担当課・機関		健康推進課
5 国民健康保険料の産前産後期間の免除制度		子 1-(1)
事業概要	目的	出産前後の国民健康保険料を免除し、次世代育成支援を図る。
	具体的内容	国民健康保険被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民健康保険料を免除します。
	担当課・機関	国保年金課

6 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度		子 1-(1)
事業概要	目的	出産前後の国民年金保険料を免除し、次世代育成支援を図る。
	具体的内容	国民年金第 1 号被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間）の国民年金保険料を免除し、当該期間を保険料納付済期間とします。
担当課・機関		国保年金課
7 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		子 1-(1)
事業概要	目的	妊産婦及び新生児の健康維持、増進を図るために訪問指導を行い、こどもの健やかな出生と育成を支援する。
	具体的内容	新生児及び生後 120 日以内の乳児に対して、自宅を訪問して発育、栄養、生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止、早期発見に努めます。 さらに、訪問時に産後うつスクリーニングアンケートを実施し、高い点数の方には必要な相談・支援につなげます。
担当課・機関		健康推進課
8 妊産婦訪問指導事業		子 1-(1)
事業概要	目的	妊婦に対し、日常生活指導を行うとともに、異常の発生防止及び早期発見に努め、母子保健の向上を図る。
	具体的内容	妊産婦訪問を継続し、健康の保持・増進並びに育児不安の解消及び虐待の防止・早期発見を図ります。
担当課・機関		健康推進課
9 家事・育児サポーター事業		子 1-(1)
事業概要	目的	妊娠期や乳幼児期のこどもを養育する家庭の身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるよう支援する。
	具体的内容	妊娠中の方や乳幼児期（0 歳から 2 歳まで）のこどもを育てる家庭に対し、自宅へサポーターを派遣して家事・育児の支援サービスを実施します。
担当課・機関		子育て支援総合センター
10 妊婦のための支援給付事業		子 1-(1)
事業概要	目的	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な地域で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的な負担軽減を図る。
	具体的内容	「妊婦のための支援給付」として妊娠時に 5 万円、出産後にこどもの人数×5 万円を支給します。 「妊婦等包括相談支援事業」として面談等を通じて妊娠時から妊産婦等に寄り添い必要な支援につなぎます。
担当課・機関		健康推進課

11	周産期保健医療ネットワークの運営事業		子 1-(1)
事業概要	目的	地域の周産期医療機関相互のネットワークの連携強化を図る。	
	具体的内容	周産期医療を取り扱う近隣の医療機関及び助産院と「周産期保健医療ネットワーク会議」を開催し、情報交換及び今後の連携についての検討を行います。	
	担当課・機関	健康推進課	
12	赤ちゃん休けいスポット事業		子 6-(2)
事業概要	目的	赤ちゃんのおむつ替えや授乳のために気軽に利用できる場所を認定・周知し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整える。	
	具体的内容	区で設定した基準を満たした施設・民間店舗等を「赤ちゃん休けいスポット」として認定し、ステッカーの掲示、区公式ホームページでの案内等により周知を図ります。	
	担当課・機関	子育て支援課	
13	母子健康診査事業		子 1-(2)
事業概要	目的	各種健康診査を通して母性の健康を保持増進させ、こどもの出生と育成を推進する。	
	具体的内容	妊婦及び乳幼児に対して適切な時期に健康診査と指導を行い、健康の保持、増進を図ります。また、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。	
	内容	あわせて、健診の機会を通じてこどもの事故防止に関する知識の普及・啓発にも取り組みます。	
担当課・機関		健康推進課	
14	母子歯科健康診査事業		子 1-(2)
事業概要	目的	妊産婦とそのパートナー及び乳幼児の歯科健康診査を実施し、口腔内疾患の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、口腔の健康づくりを支援する。	
		【妊産婦歯科健康診査・育メン歯科健康診査】	
		妊娠中に 1 回、産後 1 年未満までの間に 1 回の計 2 回、区内の実施歯科医療機関において、歯科健康診査と歯科保健指導が受けられます。同様に、妊産婦のパートナーを対象とした歯科健康診査を実施します。（自己負担なし）	
	具体的内容	【乳幼児の歯科健康診査】	
		1 歳 6 か月児と 3 歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。	
		また、区内の実施歯科医療機関において、4 歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。	
担当課・機関		健康推進課	

15	保育コンシェルジュ事業	子 1-(3)
事業概要	目的	子育て家庭の個別のニーズや状況に最も合った保育サービスを利用できる環境を整える。
	具体的内容	保育専門相談員を配置し、妊婦及び乳幼児を子育てしている家庭の保護者からの相談に応じ、個別の状況に応じた適切な保育サービスを案内します。
担当課・機関		子育て支援課
16	両国・文花子育てひろばの運営事業	子 1-(3)
事業概要	目的	子育て家庭のつながりを促進し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。
	具体的内容	在宅子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばにおいて、妊娠期、子育て中の親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座の開催、育児に関する相談対応を実施します。
担当課・機関		子育て支援総合センター
17	児童館における地域子育て支援拠点事業	子 1-(3)
事業概要	目的	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る。
	具体的内容	区内の各児童館において地域子育て支援拠点事業を実施し、週3日、3時間以上、乳幼児及びその保護者の交流の場を設けます。 また、月1回以上子育て及び子育て支援に関する講習会を実施します。
担当課・機関		子育て政策課
18	民間事業者による地域子育て支援拠点事業	子 1-(3)
事業概要	目的	民間事業者と連携し、子育て家庭のつながりを促進する場を創出し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。
	具体的内容	親子の交流、情報交換の場を確保し、区内の育児相談環境を充実させます。
担当課・機関		子育て支援課
19	シニア人材バンク事業	子 5-(1)
事業概要	目的	地域における高齢者と児童の交流ふれあい事業を展開し、こどもたちに楽しい時間を提供し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。
	具体的内容	シニア人材バンクに登録しているボランティアの方々が、読み聞かせを通じてこどもたちと交流したり、子育て世帯の育児相談に応じたりすることで、豊かな経験を活かした世代間交流を行います。
担当課・機関		高齢者福祉課

20	こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり事業（公園等新設・再整備事業）		子 6-(2)
事業概要	目的	公園利用者の多様なニーズに対応し、こどもや子育て世帯が快適に利活用できる魅力的な公園づくりを進める。	
	具体的内容	乳幼児や児童向けの遊具、じゃぶじゃぶ池などの水遊び場など、こどもを対象とした施設などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し、昔遊び体験や子育て交流などのプログラムを充実させます。	
	内容	施設整備に当たっては、近隣の小学校や保育園などへのアンケートや、公園で遊んでいるこどもや保護者に直接意見を聞くことにより、利用者などの意見を踏まえた施設整備とします。	
担当課・機関		公園課	
21	子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業		子 6-(2)
事業概要	目的	乳幼児から小学校低学年までのこども及びその保護者の子育て世帯が、安全・安心にお出かけができるよう歩道環境を整備する。	
	具体的内容	ベビーカー使用時に引っ掛かりやすい歩道の縁端部（段差 2 cm）を段差 0 cmの縁端部に改良し、保育園児等の視認性が悪いガードレールをガードパイプにすることで、こどもや保護者がストレスなく安全に通行できる道路環境を整備します。	
担当課・機関		道路・橋りょう課	
22	区公式 L I N E を活用した情報配信事業（きずなメール）		子 6-(3)
事業概要	目的	妊娠期から子育て期までの家庭に対し、産前産後のケア情報や各種子育て支援情報を発信することで、必要な方が必要な支援を活用できる環境を整える。	
	具体的内容	区公式 L I N E のメール連携機能を活用して、民間事業者と連携した産前産後のケア情報の提供や、各種子育て支援情報の発信を行います。	
担当課・機関		子育て支援課、広報広聴担当	
23	小児医療体制の充実・確保事業		子 1-(2)
事業概要	目的	休日や平日の夜間における急病患者に対する初期救急医療体制を確保することで、区民の健康を守り、安心して子育てできる環境を整える。	
	具体的内容	【休日応急診療事業】 祝祭日、日曜日及び年末年始に、休日応急診療所を開設し、内科・小児科の応急診療に対応します。	
	内容	【小児初期救急平日夜間診療】 平日の夜間、同愛記念病院内のすみだ平日夜間救急こどもクリニックにおいて、小児専門の初期救急診療を行います。	
担当課・機関		保健計画課	

24	利用者支援事業	子 1-(3)
事業概要	目的	こども及びその保護者等、又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように支援を行う。
	具体的内容	子育て支援総合センター、子育てひろば、児童館、コミュニティ会館、保健所等の子育て中の親子を対象とした施設で、地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言や関係機関との連絡調整を行います。
担当課・機関		子育て支援総合センター、子育て政策課、地域活動推進課、健康推進課
25	子ども読書活動の推進事業	
		子 3-(2)
事業概要	目的	こどもが本に親しみ、本をとおして保護者や地域と能動的に関わりを持つことで、学習の基盤となる言語能力の育成や思考力や判断力を養うとともに、こどもたちの豊かな心を育てる。
	具体的内容	○ブックスタート事業 3・4 か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布します。 ○地域での読書活動の推進 幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。 また、保護者向けのイベントも開催します。 ②子育て関連施設への団体貸出の拡充を行い、各施設における読書環境をより充実させることで、保育の質の向上やこどもの健全育成の推進を図ります。 ○家読（うちどく）の啓発 一冊の本を通じて家族で読書を楽しめる「おうちDe どくしょノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の啓発を行います。 ○子ども司書や中高生ボランティアの育成をします。 ○電子書籍の充実 いつでもどこでも、読みたいときに本がある環境を作ります。
担当課・機関		ひきふね図書館

26	母子等緊急一時保護事業		子 4-(1)
事業概要	目的	緊急的な避難を必要とする方を一時的に保護し、自立に向けた支援を行う。	
	具体的内容	家庭内のトラブルなどで緊急的な避難が必要な母子又は女性を、施設等で一時的に保護します。落ち着いた環境の中で相談・支援を実施することで、対象者の自立を援助します。	
担当課・機関		生活福祉課	
27	小児精神障害の医療費助成制度		子 4-(2)
事業概要	目的	小児精神病の患者に対して、入院医療費を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図る。	
	具体的内容	小児精神病での入院費を助成します。	
担当課・機関		健康推進課	
28	要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化事業		子 4-(4)
事業概要	目的	児童虐待防止のために必要な連携体制を強化し、要保護児童の早期発見、適切な保護並びに要保護児童とその保護者への適切な支援を図る。	
	具体的内容	児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」を運営し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催して、適切な支援を行います。	
担当課・機関		子育て支援総合センター	
29	児童虐待防止に向けた啓発活動の推進事業		子 4-(4)
事業概要	目的	各種啓発活動を推進し、児童虐待の防止を図る。	
	具体的内容	地域で虐待を防止するための区民向けパンフレットや、幼稚園、保育所、学校、児童館、医療機関等関係機関向けの虐待防止マニュアルを作成し、配布します。	
担当課・機関		子育て支援総合センター	
30	児童虐待に関する相談事業		子 4-(4)
事業概要	目的	子どもが安全・安心に生活できるよう、家庭等の課題について相談・支援する。	
	具体的内容	児童虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図ります。	
担当課・機関		子育て支援総合センター	

31	児童相談事業	子 4-(4)
事業概要	目的	すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように、専門の相談機関として家族等を援助し、ともに考え、問題を解決する。
	具体的内容	18 歳未満のこどもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図ります。
	担当課・機関	江東児童相談所
32	社会的養護推進のための啓発強化事業	子 4-(4)
事業概要	目的	こどもを社会全体で養護していくため、養育里親に関する啓発を実施して里親の増加を図る。
	具体的内容	東京都江東児童相談所と連携し、虐待防止に関する講演会のほか、養育家庭体験発表会の開催、関連イベントの機会を捉えた啓発に取り組みます。
	担当課・機関	子育て支援総合センター
33	地域子育てネットワークの構築事業	子 5-(1)
事業概要	目的	地域子育て支援拠点として、子育て世代同志のネットワーク構築を図る。
	具体的内容	新施設における交流室事業の活用及び子育てひろば利用登録団体同士の交流促進等により地域の子育て世代のネットワーク構築を図ります。 また、社会資源研修をはじめとする人材育成や事例研究に取り組みます。
	担当課・機関	子育て支援総合センター
34	ボール遊びができる公園等の整備事業	子 6-(2)
事業概要	目的	特色のある公園づくりの一環として、ボール遊びができる広場を整備する。
	具体的内容	こどもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めます。
	担当課・機関	公園課
35	放置自転車等対策事業	子 6-(2)
事業概要	目的	放置自転車等による生活環境の悪化を防止し、安全で快適なまちづくりの実現を図る。
	具体的内容	自転車整理員による日常的な周知活動や呼びかけのほか、啓発キャンペーンを推進します。 また、自転車放置禁止区域では自転車等の即時撤去を実施するなど、撤去・保管・返還業務も行います。保管期限経過後も引取りのない撤去自転車については、自転車の状態に応じてリサイクル、海外供与、売却、廃棄などの処分を実施します。
	担当課・機関	土木管理課

36	すみだいきいき子育てガイドブックの発行事業	子 6-(3)
事業概要	目的	妊娠期から子育て期までの家庭に必要な情報を掲載した冊子を作成・配布することで、必要な支援を活用できる環境を整える。
	具体的内容	子育てに関する相談窓口や公園などのお出かけ先、健診・予防接種情報など、子育て情報をまとめた「すみだいきいき子育てガイドブック」を作成・配布します。
	担当課・機関	子育て支援課
37	食育の推進事業	子 1-(2) 若 1-(1)
事業概要	目的	次世代の命を育む妊婦に必要な栄養の知識を普及するとともに、こどもが望ましい食習慣を身につけ、食の大切さを理解し、食を通じて自らの健康を管理できるよう、乳幼児期から食育に取り組む。
	具体的内容	【妊婦向け】 出産準備クラスの際に、妊娠中の食事について講義を行い、望ましい食習慣を身につけるための指導を実施します。 【乳幼児期】 健診時や講習会の場を通じて、集団及び個別の栄養指導を行い、食に関する知識の普及啓発を図ります。また、各幼稚園、保育園等においても食育検討会の実施や調理保育や野菜等の栽培体験を通じて、食育に取り組みます。 【小中学生】 年 3 回の食育検討会の実施や、各学校での取組をまとめた食育実践報告書を作成します。また、食育の取組を支援するため、給食を活用した食育事業を実施する区立小中学校に対し、食育推進交付金を交付します。 【地域】 墨田区食育推進計画に基づき、区民・民間団体等の主体的な活動と地域の特性を活かした総合的な食育を推進し、食育フェス、食育シンポジウムの実施等を通じて食育の普及啓発に取り組みます。
		担当課・機関 子ども施設課、学務課、指導室、健康推進課
38	食育推進事業	子 1-(2) 若 1-(1)
事業概要	目的	「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」ことを目標に、すべての区民を対象に食育事業を実施する。
	具体的内容	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。
	担当課・機関	健康推進課

39	栄養指導事業	子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	自ら適切な食生活を実践できるように、栄養知識の普及啓発を行う。	
	具体的内容	栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	
担当課・機関		健康推進課	
40	健康づくりのための普及啓発事業	子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	健康づくりに対する区民の意識の高揚や知識の普及を図る。	
	具体的内容	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、様々な取組を進めます。	
担当課・機関		健康推進課	
41	区立スポーツ施設整備運営事業	子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	スポーツ施設について、適正な管理運営と整備を行うことで、区民がスポーツを実施しやすい環境づくりを行う。	
	具体的内容	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備、運営します。	
担当課・機関		スポーツ振興課	
42	家庭と地域の教育力充実事業	子 1-(3)	若 4-(2)
事業概要	目的	心身ともに健康なこどもの育成を促すため、保護者等が家庭での子育て等について学習する機会を設け、家庭教育の振興を図る。	
	具体的内容	親子を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、家庭教育等に関する学習活動を行う団体への経費補助等の支援を行います。	
	具体的内容	また、児童・生徒の保護者に子育てに関する季刊誌を発行することにより、親子のふれあい・こどもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	
担当課・機関		地域教育支援課	
43	こどもの居場所ネットワークづくり事業	子 3-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	食事提供活動を通じ、こどもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	
	具体的内容	食事提供活動団体に加え、学習支援やおしゃべりの場などこども・若者の居場所づくりを行っている団体に範囲を拡大し、情報交換会等の開催や、ボランティアの紹介、墨田区社会福祉協議会ホームページへ活動内容を掲載することで、活動の後方支援を行います。	
担当課・機関		厚生課、墨田区社会福祉協議会	

44	ひきこもり支援推進事業	子 3-(1)	若 3-(2)
事業概要	目的	ひきこもり状態にある本人やその家族からの相談を受けとめ、本人の望む解決に向けて伴走支援を行う体制を構築し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざす。	
	具体的内容	対面での相談だけでなく、ひきこもりで悩んでいる方の状況に寄り添い非対面で電話やメールで相談等ができるひきこもり地域支援センター【すみ家】を設置、運営します。 また、ひきこもりに対する正しい理解の周知を図るとともに、ひきこもりで悩んでいる方や家族が地域から孤立しがちな状況を踏まえた上で、分かりやすい情報を発信するため、ひきこもり支援専用WEBサイトを管理、運営します。	
	担当課・機関	厚生課	
45	スポーツ振興事業	子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	年齢や障害の有無等にかかわらず、広く区民の健康増進を支援し、スポーツ実施率を向上させる。	
	具体的内容	スポーツ教室、区民スポーツ大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	
	担当課・機関	スポーツ振興課	
46	区民健康スポーツデー事業	子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	区民参加型のスポーツイベントを行うことで、スポーツ振興及び地域づくり、地域交流の促進を図る。	
	具体的内容	原則として 10 月のスポーツの日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。	
	担当課・機関	スポーツ振興課	
47	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	地域でスポーツに親しむことのできる身近な拠点として、区民だれもがスポーツを楽しむやすい環境づくりを行う。	
	具体的内容	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	
	担当課・機関	スポーツ振興課	

48	すみだまつり・こどもまつり事業	子 3-(2)	若 2-(2)
事業概要	目的	区民と行政が手を携え、企画・運営することにより、「ふるさとすみだ」の意識の高揚とともに地域の振興を図る。	
	具体的内容	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさとすみだ」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとしたこどもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	
担当課・機関		文化芸術振興課	
49	男女共同参画に関する各種啓発の取組事業	子 3-(4)	若 1-(3)
事業概要	目的	子育てを含めたさまざまな性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現をめざす。	
	具体的内容	男女共同参画情報誌「すみなか」の発行や、男女共同参画推進啓発講座をはじめとする各種啓発講座の開催、家庭・学校・地域において意識啓発に取り組むことで社会全体の男女共同参画に関する意識を高めます。	
担当課・機関		すみだ人権同和・男女共同参画事務所	
50	母子・父子、女性、家庭相談事業	子 4-(1)	若 3-(5)
事業概要	目的	それぞれの状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。	
	具体的内容	母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が各種相談に応じ、社会的・経済的自立に向けた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供を行います。	
担当課・機関		生活福祉課	
51	自立支援医療（精神通院）の支給制度	子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	精神障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その医療に必要な費用の 100 分の 20 に相当する額の給付を行い、精神障害者の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	精神疾患のため通院による治療を受ける際に、医療費の自己負担を軽減します。	
担当課・機関		健康推進課	
52	各種相談の実施事業	子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	それぞれの家庭の状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。	
	具体的内容	母子父子家庭・女性・家庭における様々な相談に対して、社会的・経済的自立に向けて助言等により自立につながるよう支援を行います。 また、DV等で保護を必要とする母子や女性の保護や援助を行います。	
担当課・機関		生活福祉課	

53	性的マイノリティの人の人権等さまざまな人権問題に関する啓発事業		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	こども・若者をはじめ、誰もが幸せに暮らすことができるよう、多様性や人権を尊重し、共に支え合うことのできる地域社会の実現をめざす。		
	具体的内容	特に配慮が必要なこども・若者への支援にあたり、必要に応じて教育委員会事務局等と連携を図ります。 また、広報紙や講演会等、機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。		
担当課・機関		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		
54	地域福祉プラットフォーム事業		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」へ対応するため、地域の拠点として整備する。		
	具体的内容	令和 2 年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」を、令和 3 年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。（※令和 6 年度時点で京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目、墨田五丁目、緑四丁目の 5 か所開設）		
担当課・機関		厚生課		
55	こども・若者への見守り支援事業		子 5-(1)	若 3-(5)
事業概要	目的	地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、必要に応じて、相談・支援窓口のある関係機関につなげる。		
	具体的内容	地域において、特に配慮が必要なこども・若者の把握に努め、子育ての不安やひきこもり等、支援が必要な場合は、関係機関につなげます。		
担当課・機関		厚生課		
56	民生委員・児童委員活動事業		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	民生委員・児童委員が地域に暮らす身近な相談役として、地域と行政をつなぐパイプ役となる。		
	具体的内容	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が、学校や地域の相談役となり、地域と行政をつなぐ活動をします。		
担当課・機関		厚生課		

57	協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業	子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	区民同士の支え合いによる協働の推進を目的に、区民や事業者からの寄付金を原資とし、区民等が主体となって行う活動に対し助成する。	
	具体的内容	「地域や社会のために何らかのかたちで貢献したい」という区民や事業者からの思いを寄付としてお受けし、「すみだの力応援基金」に積み立てます。地域における課題解決をめざしたまちづくり活動を助成事業として募集し、この基金をもとに資金面から支援します。	
	担当課・機関	地域活動推進課	
58	就職・仕事カウンセリングルームの運営事業	子 5-(2)	若 2-(3)
事業概要	目的	求職中の子育て世代の保護者が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。	
	具体的内容	個別キャリアカウンセリングを実施し、就職活動の進め方から、仕事選び、適性診断、応募書類の添削や面接指導等を行い、就職を支援していきます。 また、心理的な不安をお持ちの方を対象に、臨床心理士による相談対応も適宜実施します。	
	担当課・機関	経営支援課	
59	防犯パトロールカーによる巡回事業	子 5-(3)	若 4-(3)
事業概要	目的	犯罪発生の抑制と区民の体感治安の向上を図る。	
	具体的内容	青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで、毎日、午前 9 時から翌朝 2 時まで区内全域のパトロールを実施します。	
	担当課・機関	安全支援課	
60	交通安全普及啓発事業	子 5-(3)	若 4-(3)
事業概要	目的	交通安全対策基本法に基づき交通安全対策協議会を開催し、交通安全運動実施計画を策定して、交通事故の防止等を図るほか、交通安全教室の開催や交通安全物資の配布により、交通ルールの周知及び交通安全意識の啓発を図る。	
	具体的内容	所轄警察署等が実施する交通安全講習会で参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。 また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。	
	担当課・機関	土木管理課	

61	危機情報のメール配信事業		子 5-(3)	若 4-(4)
事業概要	目的	危機情報を正確かつ迅速に区民等へ伝達し、災害時の速やかな初動体制の構築や犯罪発生時に犯罪等に巻き込まれることの防止を図る。		
	具体的内容	地震・大雨などの防災情報、犯罪・不審者等の防犯情報、その他事故情報を事前に登録された区民等のメールアドレスに配信します。		
	担当課・機関	安全支援課		
62	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業		子 6-(1)	若 2-(3)
事業概要	目的	若者等が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。		
	具体的内容	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。		
	担当課・機関	経営支援課		
63	健康づくりのための環境整備事業		子 6-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	こどもをはじめとする公園利用者の健康増進に寄与する公園づくりを進める。		
	具体的内容	公園利用者が気軽に体を動かすことができる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。		
	担当課・機関	公園課		
64	公園等新設・再整備事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	特色ある魅力的な公園を整備し、こどもから高齢者までの幅広い世代の公園利用者のニーズに応える。		
	具体的内容	身近な憩いや遊びの場である公園を、利用者のニーズにあった機能にしていいため、計画的な再整備を推進します。		
	担当課・機関	都市整備課、公園課		
65	トイレ改築事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	トイレのバリアフリー化を進め、区民の誰もが安心して利用できるようにする。		
	具体的内容	老朽化した公衆トイレや公園等トイレの改築を計画的に進め、改築に合わせてバリアフリー化を行い、ベビーシートやベビーチェアも備えた「バリアフリースイートイレ」を整備します。		
	担当課・機関	公園課		

66	道路バリアフリー整備事業	子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	道路のバリアフリー化を行うことで、安全で快適に移動できる歩道環境を整備する。	
	具体的内容	「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、道路のバリアフリー化を推進します。	
	担当課・機関	道路・橋りょう課	
67	歩行者・自転車通行空間再整備事業	子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	歩行者と自転車が相互に安全で快適な道路利用環境を構築する。	
	具体的内容	自転車通行空間の整備を行うことで、歩行者と自転車の通行空間を分離して、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。	
	担当課・機関	道路・橋りょう課	
68	すみだ良質な集合住宅認定制度	子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	良質な集合住宅の供給促進を図るとともに、住み替えにおける良質な住環境の指針を提供することで、区内の住環境の充実を図る。	
	具体的内容	区内に供給される集合住宅のうち、住生活に関する様々な機能（子育て・防災）について、建築及び管理運営において特に配慮したものを認定し、積極的な周知を行います。	
	担当課・機関	住宅課	
69	各種広報媒体による情報発信事業	子 6-(3)	若 4-(4)
事業概要	目的	区の広報やマスメディアを活用した情報発信を行うことで、より多くの方に子育てに関する情報が届く環境を整える。	
	具体的内容	区広報媒体（区報、CATV、SNS（Facebook、X、LINE 等）、区公式ホームページ内の子育て応援サイト等）により、子育てに関する情報発信を行います。	
	担当課・機関	広報広聴担当、子育て支援課	
70	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業	子 3-(3)	若 1-(3)
事業概要	目的	すべての人がお互いの違いを認め合い人権を尊重し、ともに責任を分かち合いながら、性別等に関わりなく、個性と能力を発揮できる社会の実現をめざす。	
	具体的内容	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないよう、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	
	担当課・機関	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	

71	リプロダクティブヘルス推進事業		子 3-(3)	若 1-(3)
事業概要	目的	学童期・思春期・妊娠・出産などのライフステージに応じた性と健康の相談支援・啓発を推進するために、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促す「プレコンセプションケア」の普及・啓発を図る。		
	具体的内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、学校や助産師養成所、関係者と連携して、普及啓発を行います。		
	担当課・機関	健康推進課		
72	外国語相談事業		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	英語・中国語による相談の窓口を設置する。		
	具体的内容	毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）の午前に中国語による相談を、午後に英語による相談を行い、日常生活の悩み事のアドバイスや情報提供を行います。		
	担当課・機関	広報広聴担当		
73	ワーク・ライフ・バランス推進事業		子 6-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	誰もがともに支えあいながら、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、仕事と生活の両立について支援する体制を構築する。		
	具体的内容	ワーク・ライフ・バランス推進のノウハウが少ない区内事業者のため、その意義や方法、関係法令の情報を提供するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動などを推進します。		
	担当課・機関	すみだ人権同和・男女共同参画事務所		
74	子育て世帯等定住促進事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	子育て家庭・若年夫婦に区内に定住してもらえるよう、住宅を確保しやすい環境を整える。		
	具体的内容	【すみだ住宅取得利子補助制度】 区内の住宅を取得した中学生以下のこどもがいる子育て世帯及び夫婦いずれもが 40 歳未満の若年夫婦を対象に住宅ローンの利子の一部を補助します。		
	担当課・機関	住宅課		
75	住宅修築資金融資あっせん事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	子育て世帯・若年夫婦の住宅改修に対する経済的支援を行い、住環境の向上を図る。		
	具体的内容	住宅を改修する際、資金が不足する方を対象に、区内等の信用金庫へ低金利で融資をあっせんします。		
	内容	また、申込人が子育て世帯・若年夫婦のいずれかに該当し、所得制限以下の場合は、区が全額利子補助を行います。		
	担当課・機関	住宅課		

76	出産・子育て応援事業（バースデーサポート）	子 1-(1)
事業概要	目的	1 歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートを実施し必要な支援につなげるとともに、電子クーポンを配布し経済的支援を行う。
	具体的内容	1 歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートにより状況把握等を行う機会を創出し、必要な支援につなげます。 また、「家事・育児パッケージ（電子クーポン）」及び子育てに関するハンドブックを配布し、経済的支援と子育て支援等の情報提供を行います。
	担当課・機関	健康推進課
77	産後ケア事業	子 1-(1)
事業概要	目的	母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児をできるよう支援する。
	具体的内容	原則、産後 1 年未満の母子を対象として実施します。 【宿泊型産後ケア】医療機関等の施設に宿泊して産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。 【日帰り型産後ケア】医療機関等で産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。 【外来型産後ケア】医療機関・助産院等の外来で助産師による乳房ケア等を受けることができます。 【訪問型産後ケア】助産師が自宅を訪問して、乳房ケア等を受けることができます。
	担当課・機関	健康推進課
78	育児学級・育児講演会事業	子 1-(3)
事業概要	目的	子育てに関する相談や知識の普及のため、講座や講演会を実施し、育児不安の解消と子育ての仲間づくりをめざす。
	具体的内容	2 か月児学級、5～6 か月児学級、育児講演会を開催し、月齢に合わせた育児についての話をするほか、その機会を通じて情報交換も行い、参加者同士の交流を図ります。
	担当課・機関	健康推進課
79	小規模保育事業・家庭的保育事業	子 2-(1)
事業概要	目的	地域の多様な保育ニーズにきめ細かく対応した保育事業を実施し、待機児童の解消を図る。
	具体的内容	【小規模保育事業】 3 歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可した定員 19 人以下の小規模な保育施設を運営し、保育を実施する事業者に対し、運営費の補助を行います。 【家庭的保育事業】 3 歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可し、家庭的な環境の中で保育を実施する個人事業主に対し、運営費の補助を行います。
	担当課・機関	子ども施設課

80	定期利用保育事業	子 2-(2)
事業概要	目的	パートタイムや短時間就労等により保育が必要な世帯に対し、就労状況に応じた保育を提供する。
	具体的内容	1 か月当たり 40 時間以上 160 時間未満の範囲において、保護者の状況に応じ、預けたい曜日、時間を決めてこどもを預かる「定期利用保育事業」を実施する、または実施事業者に補助金を交付することで、安定的な運営を支援し、保育環境の充実に取り組みます。
	担当課・機関	子ども施設課、子育て支援総合センター
81	男性対象講座「すみだパパスクール」事業	子 6-(1)
事業概要	目的	男性が、子育てや家庭生活、地域活動に積極的に関わることができるよう意識啓発を行う。
	具体的内容	父親であることを楽しみながら積極的に育児に取り組めるよう、様々なテーマでの講座を開催し、父親同士の交流や父と子のスキンシップ等に取り組みます。
	担当課・機関	すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター
82	歯科衛生相談運営事業	子 1-(2)
事業概要	目的	幼児の歯科保健に係る保護者の不安や悩みに対応し、むし歯の予防及び進行の抑制に取り組み、生涯にわたる歯と口腔の健康基盤をつくる。
	具体的内容	【歯科健診・相談】 歯科医師会に歯科医師の派遣を依頼し、定期的な歯科健康診査を実施します。 【歯科保健指導】 歯みがき教室、歯科健診・相談等において歯科保健指導を行います。むし歯予防はじめ乳幼児の発育発達段階にあわせた歯と口の健康づくりに取り組みます。
	担当課・機関	健康推進課
83	乳幼児健康診査事業（3～4 か月児、6～7 か月児、9～10 か月児、1 歳半児、3 歳児）、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診	子 1-(2)
事業概要	目的	各種健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健全育成、保護者への育児支援を図る。
	具体的内容	各種健康診査において乳幼児の身体の発育及び精神発達の両面から確認し、保健・栄養指導を行います。
	担当課・機関	健康推進課

84	アレルギー健診事業	子 1-(2)
事業概要	目的	診察とあわせて保健指導・栄養相談を行い、小児ぜんそくの発症防止、健康の回復及び疾病の予防を図る。
	具体的内容	乳児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、育児相談の結果、必要と認められた乳幼児の保護者を対象に、アレルギー性疾患についての知識を普及し、予防に努めます。
	担当課・機関	健康推進課
85	保育園における地域子育て支援事業	子 1-(3)
事業概要	目的	保護者が地域の中で安心して育児できる環境を整える。
	具体的内容	地域支援室を整えた区立保育園において、年齢に応じた玩具遊び、在園児との交流、給食体験、育児相談などを行います。
	担当課・機関	子ども施設課
86	幼稚園の園庭開放事業	子 1-(3)
事業概要	目的	幼稚園について知ってもらうとともに、親同士、こども同士のつながりを広げる。
	具体的内容	区立幼稚園の園庭を開放し、親子のコミュニティ広場として提供するほか、在園児との交流や子育て出前相談員による子育て相談を実施します。
	担当課・機関	指導室
87	社会福祉会館における乳幼児事業	子 1-(3)
事業概要	目的	乳幼児と保護者を対象とした事業を行い、児童福祉の向上を図る。
	具体的内容	未就学のこどもとその保護者を対象に、毎年募集を行い、年間を通じて乳幼児事業（体操、行事、読み聞かせ）を実施します。
	担当課・機関	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
88	子育て安心ステーション事業	子 1-(3)
事業概要	目的	地域の中で子育てに関する相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。
	具体的内容	在宅子育て家庭の支援として、就学前の乳幼児とその保護者を対象に、地域の認可保育所を登録することができ、育児相談を実施するほか、園行事への参加や給食体験など、園ごとに異なるサポートを受けられます。
	担当課・機関	子ども施設課

89	乳幼児子育て相談事業	子 1-(3)
事業概要	目的	さまざまな機会を通じて悩みや不安を相談する機会をつくり、子育て家庭の不安解消と孤立の防止に取り組む。
	具体的内容	在宅で子育てしている家庭を対象に、区立保育園で電話や面接を通じて、育児相談を実施します。 また、施設見学を兼ねた子育て世代の方々との交流の場も提供します。
	担当課・機関	子ども施設課
90	いっしょに保育事業	子 1-(3)
事業概要	目的	子育て相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。
	具体的内容	在宅で子育てしている保護者の自宅に保育士が直接訪問し、保護者と一緒に保育をしながら、子育ての相談や家の中の危険対策チェックを行います。
	担当課・機関	子育て支援総合センター
91	育児相談事業	子 1-(3)
事業概要	目的	赤ちゃんやこどもの健康と育児に関する相談に対応し、育児不安の解消を図る。
	具体的内容	保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施し、子育てに関する相談対応、知識の普及に取り組みます。
	担当課・機関	健康推進課
92	一時預かり事業	子 1-(3)
事業概要	目的	保護者の休養や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等の理由により、一時的に家庭で保育できない乳幼児を保育する。
	具体的内容	区内の保育園や一時預かり専用保育室を備える施設等において、定員の範囲において子どもを一時的に預かる「一時預かり事業」を実施します。 また、実施事業者に対し、補助金を交付することで運営を支援し、育児負担の軽減に取り組めます。
	担当課・機関	子ども施設課、子育て支援総合センター
93	みんなであ・そ・ぼ「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」事業	子 1-(3)
事業概要	目的	親子同士の交流や専門職員への相談を通して子育て世帯の支援を図る。
	具体的内容	親子で遊びながら親子同士の交流や情報交換、専門職員への悩みの相談ができる「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」を月曜日に交互に開催します。
	担当課・機関	子育て支援総合センター

94	子育てママ対象講座事業	子 1-(3)
事業概要	目的	乳幼児子育て中の母親が持つ不安やストレスの解消を図る。
	具体的内容	幼稚園等に入園前のこどもの母親を対象に、自分のための時間を提供し、さまざまな講座を実施します。
	担当課・機関	すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター
95	保育における安全・安心な環境づくり事業	子 2-(1)
事業概要	目的	保育現場におけるこどもの安全・安心を確保するため、保育施設等に対するサポート体制の充実を図り、保育の質のさらなる向上をめざす。
	具体的内容	保育施設等に対するサポート体制の充実など、安全・安心な保育環境を整備します。
	担当課・機関	子育て支援課、子ども施設課
96	特定教育・保育施設等への指導検査事業	子 2-(1)
事業概要	目的	特定教育・保育施設等への指導検査を実施し、保育の質の確保を図る。
	具体的内容	子ども・子育て支援法等に基づいて認可保育所をはじめとする特定教育・保育施設等に指導検査等を実施し、各種法令、通知に規定されている施設等の運営と保育サービスの質が確保されているかどうかの確認を行います。
	担当課・機関	子育て支援課
97	保育士の確保事業	子 2-(1)
事業概要	目的	区内保育所等における保育人材の確保に取り組み、保育の質の確保、向上を図る。
	具体的内容	区内の保育所等で、より多くの方に働いてもらえるように、園内の職員体制の充実や、保育環境の整備を図っていくとともに、学生等に対して、保育所等に関する広報の推進や、保育士が入居する宿舎に要する賃借料の一部を補助するなど、保育人材の確保に取り組みます。
	担当課・機関	子ども施設課
98	保育施設における質の向上のための取組事業	子 2-(1)
事業概要	目的	こどもたちに質の高い保育を提供可能な環境整備を図る。
	具体的内容	保育士一人ひとりが、意欲ややりがいを持って、日々の保育に取り組み、保育士個人の知見の向上が図れるように、各種研修や公開保育などを通じて、お互いに学びあい、高めあう環境を整えます。 また、保育士が心身の健康を保ち、働き続けたいと思える保育環境の整備を図ります。
	担当課・機関	子ども施設課

99	保育施設の福祉サービス第三者評価の受審推進事業		子 2-(1)
事業概要	目的	サービスや運営について、事業者・利用者以外の第三者機関による評価の受審を推進し、保育の質の確保を図る。	
	具体的内容	区立保育所では原則 3 年に一度受審するほか、私立保育所等に対しては受審費用の助成を行うことで、福祉サービス第三者評価の受審を積極的に推進します。	
	担当課・機関	厚生課、子ども施設課	
100	区立保育園への民間活力導入事業		子 2-(1)
事業概要	目的	区立保育園へ民間活力を導入することで、保育ニーズの多様化に対応し、柔軟な保育サービスの提供を行う。	
	具体的内容	墨田区公設保育所整備計画に基づき、公私連携制度等を活用して区立保育園に民間活力を導入していきます。	
	担当課・機関	子育て支援課	
101	私立保育所等整備助成事業		子 2-(1)
事業概要	目的	待機児童の地域別、年齢別分布状況、区民ニーズ等を踏まえ、需要量に応じた保育所等の整備を実施し、保育の受け皿を確保することで、待機児童の解消を図る。	
	具体的内容	民間保育事業者による保育所等整備に当たり、工事費や開設前賃借料等の保育所整備に要する費用の一部を補助するとともに、施設整備に向けた指導、支援を行います。	
	担当課・機関	子育て政策課	
102	延長保育事業		子 2-(2)
事業概要	目的	保護者の就労形態の多様化に応じた保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	
	具体的内容	標準時間保育（7:15～18:15）終了後及び短時間保育（9:00～17:00）の前後において、延長保育を実施します。	
	担当課・機関	子ども施設課	
103	スポット延長保育事業		子 2-(2)
事業概要	目的	突発的な事情による延長保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	
	具体的内容	急な残業や公共交通機関の遅れ等により、突発的に通常の保育時間を超えて保育施設を利用する場合の、スポット延長保育を実施します。	
	担当課・機関	子ども施設課	

104	休日保育事業	子 2-(2)
事業概要	目的	休日に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。
	具体的内容	保護者の就労形態により、日曜日及び祝日にこどもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。
	担当課・機関	子ども施設課
105	年末保育事業	子 2-(2)
事業概要	目的	年末（12 月 29、30 日）に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。
	具体的内容	保護者が就労等の事情により、年末にこどもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。
	担当課・機関	子ども施設課
106	緊急一時保育事業	子 2-(2)
事業概要	目的	緊急に保育を必要とする児童を一時的に保育園で保育する。
	具体的内容	集団保育可能な生後 6 か月から小学校就学前までの児童が、保護者の病気・出産等により緊急に保育が必要となった場合、緊急一時枠を設けた保育園等の保育施設で保育を実施します。
	担当課・機関	子育て支援総合センター
107	保育施設における障害児保育事業	子 4-(2)
事業概要	目的	障害の有無に関わらず、集団の中でお互いに認めあい、共に育ちあう保育環境の実現を図る。
	具体的内容	区立保育園においては、保育の充実を図るため、各園の状況に合わせて人員体制を整え、安心してこどもを預けられる環境を整備します。
	内容	私立保育所等においては、障害児及び障害児等が入所している保育所等に対し、保育事業に要する経費の一部を補助し、保育環境の充実を図ります。
担当課・機関		子ども施設課
108	心理相談員の保育施設への巡回事業	子 4-(2)
事業概要	目的	配慮が必要なこどもの保育に関する適切な助言を行うことで、健やかな発達を支援する。
	具体的内容	心理相談員が保育園等を巡回し、配慮が必要なこどもの園での姿を観察し、施設職員、保護者に対して、その子に合った保育へのアドバイスを提供します。
	担当課・機関	子ども施設課

109	医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業		子 4-(4)
事業概要	目的	医療的ケアが必要な児童を居宅で保育することで保育サービスの充実と児童福祉の向上を図る。	
	具体的内容	医療的ケアが必要な疾病等のため、集団保育が困難な児童を、保育者が児童の自宅で1対1の保育を行います。	
	担当課・機関	子ども施設課	
110	幼児教育・保育の無償化事業		子 4-(4)
事業概要	目的	幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育て世帯の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	
	具体的内容	幼稚園、認可保育施設、認可外保育施設等の無償化対象施設を利用する児童の保護者に対し、一定の要件を満たす場合に保育料の負担を軽減します。	
	担当課・機関	子ども施設課	
111	認証保育所保育料負担軽減補助事業		子 4-(4)
事業概要	目的	認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	
	具体的内容	認証保育所に支払っている保育料と、認可保育所に在園した場合の保育料との差額を基準として、保護者に対して補助金を助成します。	
	担当課・機関	子ども施設課	
112	ふれあい給食事業		子 5-(1)
事業概要	目的	地域の高齢者と保育園児のふれあいを促し、こどもたちの豊かな人間性の育成や高齢者の孤独感の解消、生きがいをづくりにつなげる。	
	具体的内容	給食や生きがい教室などのふれあい給食事業を行う私立保育所等に対し、その経費の一部を助成することで、円滑な事業運営を推進します。	
	担当課・機関	高齢者福祉課	
113	ベビーシッター利用支援事業		子 2-(2) 子 6-(3)
事業概要	目的	保護者の多様なニーズに応えとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備する。	
	具体的内容	東京都指定のベビーシッター事業者を利用した保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助します。補助金交付申請を電子申請でもできるように実施し、利用者の利便性向上を図ります。	
	担当課・機関	子育て支援総合センター	

114 病児保育事業		子 2-(2) 子 6-(3)
事業概要	目的	病児又は病後児で、集団保育が困難であり、かつ保護者の仕事等の事情により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育することで、子育てしやすい環境を整える。
	具体的内容	医療機関や保育施設に併設する専用のスペースがある保育室や、専用の施設において、入院加療の必要がなく、症状の急変が認められない病気のこどもや、病気の回復期であるものの保育園等に通園できないこどもの保育を実施します。 また、北部地域への新規開設に伴う定員拡充や、DXによる利便性向上を図ります。
	担当課・機関	子育て支援課
115 すみだ子育て支援ネット「はぐ」事業		子 2-(2)
事業概要	目的	地域の子育て支援人材との協力体制を整え、訪問型の保育事業を実施する。
	具体的内容	こどもの病気、保護者の体調不良・通院・冠婚葬祭などにより一時的な保育が必要となった家庭を対象に、区が養成・認定した子育てサポーター又は病後児サポーターが利用者の自宅を訪問して保育を実施します。
担当課・機関		子育て支援総合センター
116 すみだファミリー・サポート・センター事業		子 5-(1)
事業概要	目的	区民の自主的な相互援助活動を推進し、地域における子育て支援環境の充実を図る。
	具体的内容	子育ての手助けを必要とする方と子育てのお手伝いができる方をつなぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を運営し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な預かり等の相互援助活動を支援します。
担当課・機関		子育て支援総合センター
117 栄養価の高い給食の提供事業		子 1-(2)
事業概要	目的	こどもたちの豊かな人間性を育て、「食べる」ことを通して楽しさや喜びを感じてもらう。
	具体的内容	【乳幼児期】 保育施設等では、こどもたちの健やかな成長に必要な栄養素をバランスよく満たし、発達段階に応じた給食を提供します。
		【小中学生】 成長期における健康保持増進のため、多様な食品を組み合わせた献立とし、また、生涯にわたる望ましい一食の食事モデルとなるよう配慮します。
担当課・機関		子ども施設課、学務課

118	ショートステイ事業	子 1-(3)
事業概要	目的	一時的に家庭でのこどもの養育が困難になったとき等に、こどもを預かることで、家族の精神的・身体的な子育て負担の軽減を図る。
	【子どもショートステイ】	
	具体的内容	保護者の出産、疾病、出張などの理由により、一時的に家庭でこどもを養育することが困難になったとき、区が委託する乳児院や区内の協力家庭で短期間（7 日以内）こどもを預かります。
	【要支援家庭を対象としたショートステイ】	当該家庭への支援プログラムに基づき、乳児院等の実施施設で児童の養育、生活指導等を行い、関係機関等と連携して保護者への支援を行うことで、虐待防止につなげます。
担当課・機関		子育て支援総合センター
119	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業	子 1-(3)
事業概要	目的	一時的な疾病等により日常生活に支障をきたしている家庭に対して日常生活の世話等必要な援助を行うことで、家庭の福祉の増進や児童の健全育成を図る。
	具体的内容	義務教育終了前の児童を養育している家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣して家事支援を行います。
担当課・機関		子育て支援総合センター
120	こどもの予防接種事業	子 1-(2)
事業概要	目的	こどもを対象に予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。
	具体的内容	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症の発生及びまん延防止のため、これらの疾病に対して免疫効果を獲得させるワクチンを対象者に接種します。
		また、任意予防接種として、定期予防接種対象期間外の麻しん及び風しん予防接種、おたふくかぜ予防接種、小児インフルエンザ予防接種、男性へのヒトパピローマウイルス予防接種の費用助成制度を実施します。
担当課・機関		保健予防課
121	こども医療費助成事業	子 1-(2)
事業概要	目的	子育てに係る経済負担を軽減し、費用の心配なく医療を受けられるようにする。
	具体的内容	健康保険に加入している高校生等年齢相当までの児童が医療機関等を受診した時に、保険診療の自己負担分を助成します。
担当課・機関		子育て支援課

122	児童館事業	子 3-(1)
事業概要	目的	18 歳未満のすべての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童館を運営する。
	具体的内容	専門職員による個別的・集団的指導を通して児童の健全育成を図り、異年齢のこども同士、親子での交流を深める場の提供と子育て支援を行います。
	担当課・機関	子育て政策課
123	児童館の改修事業	子 3-(1)
事業概要	目的	児童館を改修し、こどもたちの居場所の環境改善を図る。
	具体的内容	老朽化が進んでいる施設から計画的に大規模修繕等の改修を実施します。
	担当課・機関	子育て政策課
124	コミュニティ会館事業	子 3-(1)
事業概要	目的	児童の心身の健全な育成及び青少年の文化活動並びに健康の増進を図る。
	具体的内容	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。
	担当課・機関	地域活動推進課
125	社会福祉会館事業	子 3-(1)
事業概要	目的	児童の心身の健全な育成及び青少年の文化活動並びに健康の増進を図る。
	具体的内容	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。
	担当課・機関	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
126	児童扶養手当制度	子 4-(1)
事業概要	目的	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。
	具体的内容	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18 歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。
	担当課・機関	子育て支援課
127	児童育成手当制度	子 4-(1)
事業概要	目的	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。
	具体的内容	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18 歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。
	担当課・機関	子育て支援課

128	ひとり親家庭の医療費の助成事業	子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。
	具体的内容	ひとり親家庭等が医療機関で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。
	担当課・機関	子育て支援課
129	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子 4-(1)
事業概要	目的	就職や転職に必要な資格を取得するための費用を給付し、就職や収入の増加につなげ、生活の安定を図る。
	具体的内容	区から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、受講費用の一部を給付するほか、看護師や保育士等の就労に有利な資格を取得するために養成機関へ通う期間中、生活費の一部として訓練促進給付金を給付します。
	担当課・機関	生活福祉課
130	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業	子 4-(1)
事業概要	目的	緊急的に必要になった資金を貸し付け、ひとり親家庭の生活の安定と生活意欲の増進を図る。
	具体的内容	ひとり親家庭の父または母が病気、冠婚葬祭などにより応急に資金が必要となった時に、5万円を限度として貸付を行います。
	担当課・機関	生活福祉課
131	ひとり親家庭就業・自立支援事業	子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定と経済的自立を図る。
	具体的内容	対象者の状況に合わせて自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携して、資格取得や就転職を支援します。
	担当課・機関	生活福祉課
132	東京都母子及び父子福祉資金の貸付事業	子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭が必要とする資金を貸し付けることで、生活の安定を図る。
	具体的内容	子の進学のための修学資金や転宅資金など必要な資金の貸付を行います。
	担当課・機関	生活福祉課
133	母子生活支援施設事業	子 4-(1)
事業概要	目的	支援を必要とする母子世帯について、支援を行いながら自立の促進を図る。
	具体的内容	母子家庭で、生活上の様々な問題のために子を十分に養育することができない場合に、自立のために生活支援を受けることができる施設です。きめ細かいサポートを実施します。
	担当課・機関	生活福祉課

134	養育費等支援事業	子 4-(1)
事業概要	目的	養育費の取決め・確保を支援し、ひとり親家庭の経済状況の安定を図る。
	具体的内容	養育費の取決めに関して相談・助言を行います。
	内容	また、事業を利用した方には、養育費の取決め・確保に係る補助を行います。
担当課・機関		生活福祉課
135	障害児通所支援事業	子 4-(2)
事業概要	目的	児童福祉法に定める障害児通所支援事業を実施し、18 歳未満の障害児の心身の発達を支援する。
	具体的内容	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施し、日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行います。
	担当課・機関	障害者福祉課
136	障害児移動支援事業	子 4-(2)
事業概要	目的	単独での外出が困難な障害児の外出を支援することで、自立と社会参加の促進を図る。
	具体的内容	障害児の外出を支援するヘルパーを派遣して、余暇や文化活動のための支援を行います。
	内容	なお、未就学児童は保護者同伴に限ります。
担当課・機関		障害者福祉課
137	自立支援医療（育成医療）の支給制度	子 4-(2)
事業概要	目的	身体に障害がある児童、又は、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童が、その障害が確実に除去・経験されると見込まれる治療を受ける場合の医療費の一部を公費で負担することにより、福祉の増進を図る。
	具体的内容	原則、医療費の 1 割を自己負担とし、所得区分に応じて負担上限額が設定されます。
	担当課・機関	健康推進課
138	児童手当制度	子 4-(4)
事業概要	目的	こども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。
	具体的内容	高校生年代修了前のこどもを養育している方に手当を支給します。
	担当課・機関	子育て支援課

139	養育支援訪問事業	子 4-(4)
事業概要	目的	家族の状況等さまざまな原因でこどもの養育が困難になっている家庭に適切な養育支援を行うことで、保護者が安心してこどもを養育できる環境を整える。
	具体的内容	母子保健事業等との連携の下、要支援家庭及び要保護家庭を訪問し、相談・指導、育児援助、家事援助等を行うことで、抱えている問題の解決、軽減を図ります。
	担当課・機関	子育て支援総合センター
140	重症心身障害児（者）等介護者支援事業	子 4-(4)
事業概要	目的	医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）等の家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図る。
	具体的内容	区内に住所があり、在宅で家族等の介護を受けながら生活していて、日常的に訪問看護で医療的ケアを受けている上で、一定の要件を満たす方を対象に、その家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図ります。
	担当課・機関	障害者福祉課
141	教育相談事業	子 4-(4)
事業概要	目的	こどもたちに関わる諸問題を早期改善・解決することで、こどもたちの健やかな育ちを支援する。
	具体的内容	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、こどもの教育上のさまざまな悩みに対して、臨床心理士等が相談に応じ、その解決のための助言や支援を行います。 また、電話相談として「教育相談室 電話相談」を実施します。
	担当課・機関	教育センター
142	医療的ケア児の受入事業	子 4-(4)
事業概要	目的	教育・保育施設において医療的ケアが必要なこどもの受入れを行う。
	具体的内容	幼稚園、保育園、小学校、中学校等にいたるまで、医療的ケア児の受入れを進めていくとともに、引き続き受入れに必要な人員体制、施設環境等について、調査・検討を行います。
	担当課・機関	子ども施設課、学務課
143	発達が気になるお子さんの相談の強化事業	子 4-(4)
事業概要	目的	こどもの発達相談を受けることができる体制を整え、育児不安の解消を図る。
	具体的内容	お子さんとの関わり方の工夫を保護者へお伝えするなどの相談支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。
	担当課・機関	子育て支援総合センター

144	子育て支援活動助成事業	子 5-(1)	
事業概要	目的	区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成することにより、地域における子育て支援活動の活性化を図り、もって、区内の子育て環境を充実させる。	
	具体的内容	1 団体 50 万円を上限に、区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成します。	
担当課・機関		子育て支援課	
145	スポーツ推進委員の活動事業	子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	スポーツの魅力を体感できる機会を充実させ、遊びやレクリエーションを通じて体を動かす楽しさを実感できるきっかけづくりを行う。	
	具体的内容	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	
担当課・機関		スポーツ振興課	
146	総合防災教育事業	子 3-(3)	若 2-(2)
事業概要	目的	幼児から大学生までに対して、防災に関する教育を継続的かつ段階的に実施していくことにより、防災に関する知識や技術を確実に身につけさせ、将来の防火防災の担い手を育成するとともに、家庭や地域における防災行動力を向上させる。	
	具体的内容	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	
担当課・機関		本所・向島消防署	
147	特定自転車駐車場の使用料減額制度	子 4-(1)	若 3-(3)
事業概要	目的	自転車駐車場利用における経済的負担の軽減を図る。	
	具体的内容	墨田区が発行した「ひとり親医療証」を所持する世帯主及びその世帯に属することもに対して、使用料を減額（半額）します。	
担当課・機関		土木管理課	
148	特定自転車駐車場の優先当選制度	子 6-(2)	若 3-(3)
事業概要	目的	希望どおりの自転車駐車場を利用しやすくすることにより子育てを応援する。	
	具体的内容	新年度の特定自転車駐車場の利用申請時に抽選となった場合、子育て世帯の方（墨田区在住で高校生以下のこどもがいる世帯の保護者又はこども本人）は、必要書類を添付することで優先当選の対象となります。	
担当課・機関		土木管理課	

149	障害児福祉手当制度	子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	重度障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の向上を図る。	
	具体的内容	20 歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方に対し、手当を支給します。	
	担当課・機関	障害者福祉課	
150	児童育成手当（障害）制度	子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	知的障害若しくは身体障害等を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	20 歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。	
	担当課・機関	子育て支援課	
151	特別児童扶養手当制度	子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	精神又は身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	20 歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。	
	担当課・機関	子育て支援課	
152	医療的ケア児に関する協議会及び庁内連絡会議の運営事業	子 4-(4)	若 3-(1)
事業概要	目的	医療的ケアが必要なこどもを地域全体で支援していくための環境を整える。	
	具体的内容	保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児に関する課題の共有化と解決に努めます。	
	担当課・機関	障害者福祉課	
153	青少年問題協議会の運営事業	子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図る。	
	具体的内容	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図ります。併せて、これらの関係機関・団体の活動の指針とするため、毎年度、「青少年対策基本方針」を定めます。	
		また、区立小学校 1 年生・4 年生、区立中学校 1 年生の保護者を対象とした家庭教育パンフレット「おやこいっしょに」の発行等を行います。	
担当課・機関		地域教育支援課	

154	5歳児健康相談事業	子 1-(2)
事業概要	目的	就学前に、こどもの特性にあった支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消を図ることで、こどもの健全な成長発達への推進と虐待防止を図る。
	具体的内容	健康相談を希望する保護者に対し、相談を通してこどもの発達特性への理解を促し、特性に応じた育児が行えるように助言し、又療育や医療が必要なこどもが就学前に適切な支援を受けられるように専門機関を案内します。
担当課・機関		健康推進課
155	幼児教育の推進事業	子 2-(1)
事業概要	目的	幼児の発達段階に応じて、生活経験や遊びを通して人格形成の基礎を培い、その後の小学校教育への接続を図る。
	具体的内容	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。
担当課・機関		指導室、子ども施設課
156	私立幼稚園等の預かり保育事業	子 2-(2)
事業概要	目的	私立幼稚園等で預かり保育事業を実施し、保護者の負担軽減及び社会参加の機会の確保を図る。
	具体的内容	幼稚園等の通常の教育時間の前後又は長期休暇時に預かり保育を実施している区内の私立幼稚園等設置者に対し、預かり日数や人数に応じた補助を行うことで、幼稚園等での預かり保育事業の充実に取り組みます。
担当課・機関		子ども施設課
157	幼稚園における特別支援教育事業	子 4-(2)
事業概要	目的	幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別な配慮を要する幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する。
	具体的内容	区立幼稚園においては、介助があれば集団保育に適応できる幼児を2人程度受け入れます。 私立幼稚園においては、特別な配慮を要する幼児を受け入れている区内の私立幼稚園等設置者に対し、特別支援教育事業に要する経費を補助することで、受入れ環境の充実に図ります。
担当課・機関		子ども施設課、学務課
158	幼稚園昼食費補助事業	子 4-(4)
事業概要	目的	保護者の経済的負担を軽減し、幼児の健やかな育ちを支える。
	具体的内容	幼稚園に通う幼児の昼食費を補助します。
担当課・機関		子ども施設課、学務課

159	私立幼稚園等園児の保護者への助成事業	子 4-(4)
事業概要	目的	私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の負担軽減及び幼児教育の振興と充実を図る。
	具体的内容	私立幼稚園等へ入園した園児の保護者に対し、保育料や入園料、給食費等の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減します。
	担当課・機関	子ども施設課
160	自然環境学習事業	子 3-(2)
事業概要	目的	自然とのふれあいを通じて、命の尊さや自然環境保全の重要性を啓発する。
	具体的内容	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にビオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。
	担当課・機関	環境保全課
161	幼保小中一貫教育推進事業	子 2-(1)
事業概要	目的	中学校卒業までを連続した教育期間として捉え、こどもたちの生きる力（知・徳・体）を育む。
	具体的内容	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、全てのブロック（中学校区）で校種間の連携を意識した取組を進めます。
	内容	また、幼保小中一貫教育フォーラムの開催や、「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」の配布により、一層の連携推進を図ります。
担当課・機関 すみだ教育研究所		
162	ものづくりフェア事業	子 3-(2)
事業概要	目的	区と区内産業団体等との共催でこども向けものづくり体験イベントを開催することにより、ものづくりへの興味を持ってもらうとともに、墨田区の産業をこどもから大人まで広くＰＲする。
	具体的内容	こども向けものづくり体験イベント「すみだものづくりフェア」を開催し、こどもたちがものづくりに触れる機会を提供することで、すみだのものづくりの魅力やものづくりの楽しさをこどもから大人まで広くＰＲします。
	担当課・機関	経営支援課
163	特色ある学校づくり事業	子 3-(3)
事業概要	目的	各学校で設定した研究テーマに基づき、組織的に取り組むことで、学力向上や体力向上などの教育課題に対応する。
	具体的内容	指定を受けた学校が今日的課題に特化した内容や、それぞれの学校における特色ある教育活動について実践・研究し、一年間研究してきたテーマについて研究発表会を実施することで、各学校の教育活動の充実を図ります。
	担当課・機関	指導室

164	教職員研修事業	子 3-(3)
事業概要	目的	各種研修により、教職員の指導力等の資質向上を図る。
	具体的内容	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、こどもたちの学力向上につなげます。
	担当課・機関	指導室
165	学校支援指導員派遣事業	子 3-(3)
事業概要	目的	学校・園の教育課題や学習指導、生徒指導の両面、保健指導において、さまざまな課題に対応し、健全育成に向けたきめ細やかな支援を行う。
	具体的内容	区立幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るとともに、確かな学力の向上を図ります。
	担当課・機関	指導室
166	学校運営連絡協議会の設置と運営事業	子 5-(1)
事業概要	目的	学校（園）と家庭・地域との連携を強化し、幼稚園・小中学校の教育活動の改善・充実を図る。
	具体的内容	区立幼稚園・小中学校に学校運営連絡協議会を設置し、年 3 回以上の協議会を実施して、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域人材を活用した教育活動等の連携推進を図ります。 また、今後の国型コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部への移行に向けて、モデル試行を順次行います。
	担当課・機関	指導室、地域教育支援課
167	児童の交通安全教育事業	子 5-(3)
事業概要	目的	児童・生徒等に対し、生活全般における交通事故や犯罪に関する自己防衛のための力を身につけさせる。
	具体的内容	幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒及び保護者を対象に、交通安全（防犯）教室を実施し、登下校時の通学路における安全指導の強化と、防犯についての指導を行います。
	担当課・機関	庶務課
168	緊急情報発信メール配信事業	子 5-(3)
事業概要	目的	情報をリアルタイムで一斉に受信・発信することで、必要な情報を学校から保護者に迅速に知らせ、児童・生徒の安全確保を図る。
	具体的内容	こどもの安全に係る不審者情報や事件・事故の発生情報などについて、学校等から保護者の携帯電話やパソコンに一斉にメール配信します。このシステムを活用して、学校行事の変更・中止や学級閉鎖などの情報の配信も行います。
	担当課・機関	庶務課

169	緊急通報装置等の防犯設備事業		子 5-(3)
事業概要	目的	教育環境における園児及び児童・生徒等の安全確保を図る。	
	具体的内容	非常通報体制「学校 110 番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入しています。	
	担当課・機関	庶務課	
170	ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業)		子 1-(2)
事業概要	目的	体力づくりの促進、発作時に症状の軽減に効果がある腹式呼吸などの体得に取り組み、こどもの健康回復、保持及び増進をめざす。	
	具体的内容	ぜん息等により患っている、児童・生徒を対象に、デイキャンプ・水泳教室・音楽療法教室・食物アレルギー講演会を実施します。	
	担当課・機関	保健予防課	
171	わんぱく天国事業		子 3-(2)
事業概要	目的	こどもたちが自然に触れながら、こども同士のつながりを深め、社会のあり方を学ぶことのできる場を提供する。	
	具体的内容	ボランティアが常駐し、自由にのびのびと創造的・冒険的な遊びができる「わんぱく天国」を運営します。	
	担当課・機関	地域教育支援課	
172	環境体験学習事業		子 3-(2)
事業概要	目的	親子で参加できる環境学習の場を提供し、環境に対する意識を高める。	
	具体的内容	こどもたちが自然にふれあう機会を提供するため、栃木県鹿沼市にある山林での植林・林業・間伐体験や、大横川親水公園等での自然観察会、区立小学校におけるヤゴ救出・ビオトープの造成支援などの環境学習を行うほか、小中学生向け環境学習講座や展示会を実施します。	
	担当課・機関	環境保全課	
173	こどもの未来応援事業（こども食堂・食品ロス削減）		子 4-(1)
事業概要	目的	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等の考え方に基づき貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備等を総合的に推進していく。	
	具体的内容	生活に困窮する世帯及びひとり親世帯等に対して食の提供とともに適切な支援機関へつなぐ取組を実施している区内のこども食堂及び地域食堂、フードパントリー（以下「こども食堂等」という。）に利用環境整備に係る経費の一部を補助することにより、食支援団体の利用促進を図ります。	
		また、食品ロス削減対策として、食品ロス削減対策に取り組む各主体と連携し、官民一体となって、こども食堂等での未利用食品有効活用を図ります。	
担当課・機関		厚生課、環境政策課	

174	ヤングケアラーの認知度向上のための啓発事業		子 4-(4)
事業概要	目的	こどもの健やかな育ちを適切に支えていくための普及啓発を行う。	
	具体的内容	ヤングケアラーの認知度向上のために中学校 1 年生にパンフレットを配布します。	
	内容	また、ケアマネジャー連絡会等を通じて啓発周知し、早期発見につなげます。	
担当課・機関		子育て支援総合センター	
175	ヤングケアラーの相談・支援事業		子 4-(4)
事業概要	目的	相談体制・連携支援体制を強化し、適切な支援を図る。	
	具体的内容	窓口を設置することで、適切な相談・支援を行います。問題解決にあたっては、関係機関との連携を図ります。	
	内容	機関との連携を図ります。	
担当課・機関		子育て支援総合センター	
176	すみだ探究工房事業		子 5-(2)
事業概要	目的	こどもたちの好奇心を刺激し、想像し創造する力を育てるものづくり体験などを通じて、こどもの職業体験の機会を提供する。	
	具体的内容	墨田区の産業観光資源を職業体験プログラム「アウトオブキッザニア in すみだ」として、開発・販売してきましたが、令和 3 年度からプログラムテーマを職業体験から、探究的学習へと変更し、すみだ探究工房を運営する団体に対し、事業経費の補助を行います。	
	内容	探究的学習へと変更し、すみだ探究工房を運営する団体に対し、事業経費の補助を行います。	
担当課・機関		産業振興課	
177	起震車による地震体験事業		子 3-(2)
事業概要	目的	学校等に出張し、人工地震体験を通して、生徒等の防災意識の普及高揚及び地震発生時における対応力の養成を図る。	
	具体的内容	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	
	内容	防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	
担当課・機関		防災課	
178	クリーンキャンペーン事業		子 3-(2) 若 2-(2)
事業概要	目的	地域のイベント等への参加により、郷土に対する愛着心を深めるとともに、自主性や社会性及びボランティア精神を育み、社会参画意識の醸成を図る。	
	具体的内容	ごみゼロデー（5 月 30 日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化をめざします。	
	内容	ごみゼロデー（5 月 30 日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化をめざします。	
担当課・機関		すみだ清掃事務所	

179	すみだ生涯学習センター事業	子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	区民の生涯学習を支援する。	
	具体的内容	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	
	担当課・機関	地域活動推進課、すみだ生涯学習センター	
180	学童クラブ事業	子 3-(1)	
事業概要	目的	保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	
	具体的内容	児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、墨田区学童クラブ事業を実施し、保護者が就労、疾病等により放課後や学校休業日に家庭でこどもを育成できない場合に、小学校 3 年生（必要に応じて 6 年生）までを対象に学童クラブで育成します。 また、一定要件を満たす私立学童クラブへの補助を行います。	
	担当課・機関	子育て政策課、地域活動推進課	
181	放課後子ども教室推進事業	子 3-(1)	
事業概要	目的	地域全体でこどもを見守る体制をつくることをめざし、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	
	具体的内容	区立小学校の余剰教室等を利用してこどもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	
	担当課・機関	地域教育支援課	
182	子どもの体験活動支援事業	子 3-(2)	
事業概要	目的	子どもの体験の機会を確保する。	
	具体的内容	小学生を対象に、区内での体験活動（文化活動、音楽芸術活動、スポーツ、自然体験等）を支援する取組を実施します。実施にあたっては、実行委員会形式により、区内の団体等と協働しながら、地域団体や個人等とも連携し、人と人とのつながりを活かした下町ならではの取組を行います。	
	担当課・機関	子育て支援課	
183	サブ・リーダー講習会事業	子 3-(2)	
事業概要	目的	子ども会や小学校の各種活動で中心的な役割を担えるよう、自主性・協調性、責任感等を養うとともに、グループ活動におけるイン・リーダーを養成する。	
	具体的内容	レクリエーション活動を主とした日帰り、宿泊の講習会を実施します。	
	担当課・機関	地域教育支援課	

184	夏休み自然体験教室事業	子 3-(2)
事業概要	目的	都市と農村に住むこどもたちの相互の交流や、自然や人とのふれあいを通して得たことを人間形成に生かす。
	具体的内容	夏休みに山形県高島町を訪問し、高島町のこどもたちとの共同宿泊体験・ホームステイなどを通じて大自然とふれあい、こども同士の交流を深めます。 また、冬には高島町のこどもたちが墨田区を訪問します。
担当課・機関		地域教育支援課
185	すみだ子どもPR大使事業	子 3-(2)
事業概要	目的	こどもの感性・視点を通して、区の魅力を発信してもらうことで、シビックプライド醸成を図り、地域の発展に関わろうとする区民を増やすとともに、活動を通じて、自身の地域への愛着をさらに深めてもらう。
	具体的内容	小学校3年生～6年生（任期2年・1期10名程度）を対象に、さまざまな事業で体験したり取材したことを、区の広報媒体等で情報発信し、すみだの魅力を伝える活動を行います。
担当課・機関		広報広聴担当
186	環境学習の支援事業	子 3-(3)
事業概要	目的	区内の自然、生き物に関する理解を深める。
	具体的内容	環境学習教材「すみだ自然と生きものガイドマップ」、「ヤゴのすむ水 トンボのいる街」を作成し、区立小学校3年生を対象に配布します。
担当課・機関		環境保全課
187	ごみの減量と分別に関する環境学習事業	子 3-(3)
事業概要	目的	3Rの大切さや、ごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう意識啓発を図る。
	具体的内容	区立小学校4年生を対象に、環境啓発車「わかるくん」を使用したごみ収集の実演や、ごみの分別などについての体験学習を行います。
担当課・機関		すみだ清掃事務所
188	学童クラブへの障害児の受入事業	子 4-(2)
事業概要	目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない、特別な配慮が必要な就学児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。
	具体的内容	障害のあるこどもの受入れ状況に応じて職員を増員するほか、心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、育成指導の充実を図ります。
担当課・機関		子育て政策課

189	子ども会活性化事業	子 5-(1)
事業概要	目的	子ども会の小規模化や育成者不足を補い、子ども会を活性化する。
	具体的内容	地域のこどもたちの健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。
	内容	また、子ども会活性化事業実行委員会に対し補助金を交付して、育成者研修会、少年キャンプ、各種大会等への事業支援を行うことで、区内子ども会の活性化を促します。
担当課・機関		地域教育支援課
190	学校安全ボランティア事業	子 5-(1)
事業概要	目的	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。
	具体的内容	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、こどもたちの登下校時における通学路のパトロールやこどもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。
	担当課・機関	庶務課
191	地域防犯対策事業	子 5-(3)
事業概要	目的	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。
	具体的内容	「子ども学校安全ボランティア」について、学校を通じて保護者、地域関係者に周知、募集し、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動などを行います。
	担当課・機関	庶務課
192	帰宅呼びかけ放送事業	子 5-(3)
事業概要	目的	こどもたちの非行防止や安全確保を図る。
	具体的内容	こどもたちの非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。
	担当課・機関	地域教育支援課
193	防犯ブザーの配布事業	子 5-(3)
事業概要	目的	防犯ブザーの配布により、児童の登下校時の安全確保を図る。
	具体的内容	区内居住及び墨田区立小学校に在籍する全児童を対象に、防犯ブザーを配布します。
	担当課・機関	学務課

194	こどもの 110 番事業	子 5-(3)
事業概要	目的	地域の協力の下、緊急時のこどもの避難先を確保し、不審者による犯罪被害を未然に防ぐとともに、地域における児童の安全確保を図る。
	具体的内容	こどもたちの登下校時等の安全確保を図るため、こどもたちが不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、こどもたちに周知する P T A 事業である「すみだこどもの 110 番」の活動を支援します。事業協力者には「すみだこどもの 110 番」シンボルマーク入りのプレートを配布し、掲示します。
	担当課・機関	地域教育支援課
195	スクールゾーン育成事業費支援事業	子 5-(3)
事業概要	目的	小学校の通学区域ごとに設置されたスクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援することで、登下校時にこどもが巻き込まれる交通事故を防止する。
	具体的内容	スクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援するため、補助金を交付します。 また、各学校からの要望に基づいて、スクールゾーン内の安全対策を図るほか、全体意見交換会を開催します。
	担当課・機関	土木管理課
196	通学路防犯設備整備事業	子 5-(3)
事業概要	目的	防犯設備の整備により、犯罪、交通事故を抑止し、関係機関との連携・協力体制を構築し、通学路における安全安心の向上を図る。
	具体的内容	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。
	担当課・機関	庶務課
197	健康と体力向上の推進事業	子 1-(2)
事業概要	目的	児童・生徒の体力の状況を把握し、日常から体を動かす楽しさを教育活動に取り入れていくことで、体力向上に向けた取組を推進する。
	具体的内容	全ての区立小中学校において体力テストを実施し、一人ひとりのこどもの体力と意識のデータを分析します。また、昨年度の調査結果をもとに体力向上プランを修正し、授業の改善を図り、体力向上に向けた取組の工夫、充実を図ります。 また、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。
	担当課・機関	指導室

198	各種スポーツ活動事業	子 3-(2)
事業概要	目的	心身を鍛錬するにあたり、より効果をあげるように援助し、少年の健全育成を図る。
	具体的内容	こどもたちの心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。
担当課・機関		本所・向島警察署
199	子ども読書活動の推進事業 ○学校図書館の充実 ○学校と図書館の連携強化 ○ほうかご図書室	子 3-(2)
事業概要	目的	こどもに身近な学校図書館を、読書の拠点として機能を充実させ、児童・生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、本とともに豊かな人生を送れるようにする。 また、調べ学習等でこどもが自主的に学習できる環境を充実することで、主体的・対話的で深い学びを推進する。
	具体的内容	○学校図書館の充実 小・中学校に学校司書要員を配置し、授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 ○学校と図書館の連携強化 ①小・中学校へ図書の団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。 ②読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。 ③図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。 ○ほうかご図書室 読書活動の場を提供するため、小学校の学校図書館を放課後に開放し、読書の機会を充実させるとともに、放課後の新たな居場所として活用します。 ○G I G A端末を利用した電子書籍サービスの提供 小・中学校の全児童・生徒にＩＤを配布し、いつでもどこでも本が読めるようにします。
担当課・機関		ひきふね図書館、指導室
200	生産体験活動事業	子 3-(2)
事業概要	目的	社会奉仕の心を育むため、農業体験をはじめとした各種生産体験活動等を行い、少年の健全育成を図ることを目的とする。
	具体的内容	社会奉仕の心を育むため、管内に通うこどもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。
担当課・機関		本所・向島警察署

201	被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金支給事業		子 3-(2)
事業概要	目的	生活保護法内で対応できない修学旅行支度金の需要に対応し、児童・生徒及び世帯の自立助長を図る。	
	具体的内容	毎年 4 月 30 日までに生活保護を開始した世帯に属する児童及び生徒で修学旅行に参加する者に対して、支給を行います。	
	担当課・機関	生活福祉課	
202	国際理解教育の推進事業		子 3-(3)
事業概要	目的	外国語技能習得への意欲を高めるとともに、多様な言語や文化に触れ、相互理解を深める。	
	具体的内容	新学習指導要領に基づいて英語教育の充実を図るため、全小中学校に外国語講師を導入し、英語に慣れ親しむ活動の機会を設けます。 また、中学校 2 年生を対象に東京都版英語村（TOKYO GLOBAL GATEWAY）における英語体験学習を実施します。さらに、中学校 2 年生で選考に合格した生徒を対象に、海外派遣を実施し、その成果を発表する報告会を実施します。	
	担当課・機関	指導室	
203	情報教育の推進事業		子 3-(3)
事業概要	目的	コンピュータを活用した教育等を推進し、児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てる。	
	具体的内容	全小中学校で情報機器を活用した授業づくりを行います。 また、SNS 利用のルール化を学校教育の中で見直し、改善を図ります。	
	担当課・機関	指導室	
204	学力向上推進事業		子 3-(3)
事業概要	目的	こどもたちに、自ら学び、主体的に問題を解決するなどの「確かな学力」を身につけさせる。	
	具体的内容	区立小中学校在籍児童・生徒を対象に「墨田区学習状況調査」を実施し、調査結果を活用した各学校の学力向上の取組を推進します。各学校の組織的な取組や、外部人材の活用による授業及び放課後学習の支援などに取り組み、児童・生徒の学力向上を図ります。	
	担当課・機関	すみだ教育研究所	
205	道徳教育の推進事業		子 3-(3)
事業概要	目的	豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を身につけた児童・生徒を育成する。	
	具体的内容	平成 30 年度から小学校において道徳が教科化され、教科書を使用した授業となったため、道徳教育推進教師を中心に、授業づくりや評価の研修を進めています。家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を全小中学校で開催します。	
	担当課・機関	指導室	

206	人権教育事業	子 3-(3)
事業概要	目的	地域や学校の実態に即して、同和問題を中心に据えた人権教育を推進し、こどもたちからあらゆる偏見や差別をなくす。
	具体的内容	年 3 回の人権教育推進連絡協議会の実施等を通して、東京都の人権課題を理解し、全幼稚園、小中学校の人権教育の充実を図ります。 また、長期休業前に特別授業を実施して、路上生活者への偏見・差別の解消を図ります。
	担当課・機関	指導室
207	図書館を使った調べる学習コンクール事業	子 3-(3)
事業概要	目的	図書館資料をはじめさまざまな情報を活用した調べる学習を通じて、児童・生徒自らが考え、判断し、表現する力を育む。
	具体的内容	「墨田区 図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、児童・生徒に公共・学校図書館での調べ方を体得させ、有効に活用する力を養います。 また、調べる学習の研修会や個別相談会を実施することで、多くの児童・生徒が取り組めるように支援します。
	担当課・機関	指導室
208	体験的な活動を取り入れた学習の展開事業	子 3-(3)
事業概要	目的	総合的な学習の時間等における活動内容を充実させ、児童・生徒の生きる力を育む。
	具体的内容	総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動におけるボランティア活動や自然体験活動などを充実します。 また、区立小学校 5、6 年生、中学校 1、2 年生を対象に、移動教室、野外体験活動を実施し、自然に親しむことができる環境の中でのさまざまな学習体験に取り組みます。
	担当課・機関	学務課、指導室
209	伝統文化等に触れる機会の提供事業	子 3-(3)
事業概要	目的	地域の伝統文化等の情報提供を学校に行い、教育活動の充実を図る。
	具体的内容	学習指導要領に基づいた取組として、地域の伝統文化等を学校の教育活動に活用するため、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館と連携した教育活動を実施します。
	担当課・機関	指導室
210	交流教育・障害児理解教育の実施事業	子 3-(3)
事業概要	目的	小中学校の児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校との交流教育を推進し、障害者理解の充実を図る。
	具体的内容	特別支援学級、特別支援学校との交流及び共同学習を推進し、実施報告書を作成することで取組について全小中学校で共有します。 また、オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを通じて障害者理解教育にも取り組みます。
	担当課・機関	指導室

211	学校教育における生活習慣にかかわる指導事業		子 3-(3)
事業概要	目的	各学校における全教育活動を通して児童・生徒の生活習慣の基礎を形成する。	
	具体的内容	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	
担当課・機関		指導室	
212	ＳＯＳの出し方に関する教育事業		子 3-(3)
事業概要	目的	ストレス等を一人でかかえ込まず、助けの声を上げられる希求行動が取れるようにする。	
	具体的内容	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校５年生から中学校３年生までを対象に、「ＳＯＳの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。 また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、健康推進課の保健師等も参画します。	
担当課・機関		指導室、保健予防課 (健康推進課)	
213	学校ＩＣＴ化推進事業		子 3-(3)
事業概要	目的	学校ＩＣＴネットワークシステムの運用管理、資産管理、障害対応等、システムの安定稼働を実現する。	
	具体的内容	全教員がＩＣＴ機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。 また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がＩＣＴを活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	
担当課・機関		庶務課	
214	普通教室等ＩＣＴ運営管理事業		子 3-(3)
事業概要	目的	普通教室等のＩＣＴ化を推進し、校務事務の効率化、ＩＣＴを活用した授業改善、児童・生徒の情報活用能力の育成を図る。	
	具体的内容	教員及び児童・生徒のタブレット端末や電子黒板の導入に伴い、各教室のＩＣＴ活用に係る整備・管理を実施します。	
担当課・機関		庶務課	

215	創業機運醸成事業	子 3-(4)
事業概要	目的	創業に関心のない区民等を対象に、関心を持つきっかけとなる取組を行い、区内の創業機運醸成を図る。
	具体的内容	区内の小学生等を対象に、区内中小企業等と連携した人材育成プログラムを実施することを通して、創業機運の醸成を図ります。
	担当課・機関	経営支援課
216	小中学生向け啓発物の配布事業	子 3-(4)
事業概要	目的	悩みを一人でかかえ込まず、相談できる希求行動が取れることをめざす。
	具体的内容	小学校 5、6 年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころの SOS チェックを掲載した啓発物を配布します。
	担当課・機関	保健予防課
217	特別支援教育への対応事業	子 4-(2)
事業概要	目的	巡回相談やコーディネーター研修等により、特別な配慮を要する児童・生徒への校内支援体制の充実を図る。
	具体的内容	特別支援教育推進のため、特別支援教室を全小中学校で実施します。さらに、LD、ADHD、高機能自閉症のために特別な配慮を要する児童・生徒に対して、臨床心理士等による巡回相談を実施します。 また、全小中学校で校内委員会を設置し、特別な配慮を要する児童・生徒への適切な対応を行います。
	担当課・機関	指導室
218	特別支援学級・教室の運営事業	子 4-(2)
事業概要	目的	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。
	具体的内容	○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。 ○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。
	担当課・機関	学務課
219	特別支援学級等の就学相談事業	子 4-(2)
事業概要	目的	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。
	具体的内容	児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた就学相談及び転学相談を実施します。
	担当課・機関	教育センター

220	就学奨励費の支給事業	子 4-(2)
事業概要	目的	教育の機会均等の精神に基づいて、保護者の教育費用の負担軽減を行い、円滑な義務教育の実施を図る。
	具体的内容	特別な配慮を要する、特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費等を補助します。
担当課・機関		学務課
221	介助支援の実施事業	子 4-(2)
事業概要	目的	適切な支援があれば通常学級で学ぶことが可能な児童・生徒への教育の機会均等を図る。
	具体的内容	車いすを利用している等の介助支援があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のために、必要に応じて介助員を配置します。
担当課・機関		学務課
222	就学援助事業	子 4-(3)
事業概要	目的	保護者の経済的な負担軽減を図り、経済的な状況に関わらず安心して就学できる環境を整え、すべての児童・生徒の義務教育のより円滑な実施をめざす。
	具体的内容	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。
担当課・機関		学務課
223	被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給事業	子 4-(3)
事業概要	目的	生活保護法内で対応できない学童服等の需要に対応し、児童・生徒及び世帯の自立助長を図る。
	具体的内容	毎年 4 月 1 日現在生活保護を受けている世帯又は毎年 4 月 2 日から同年 5 月頃までに生活保護を開始した世帯で、それぞれ同年 5 月以降も引き続き保護が行われる見込みがある者に対して、支給を行います。
担当課・機関		生活福祉課
224	教育支援センター事業	子 4-(4)
事業概要	目的	長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、相談活動や学習指導を行い、生活習慣の改善や学校への復帰をめざす。
	具体的内容	さまざまな理由により、長期間学校を欠席している児童・生徒に対して相談や学習、体験活動を通して支援、指導を行います。
担当課・機関		教育センター

225	いじめ・不登校防止対策事業	子 4-(4)
事業概要	目的	保護者、地域、事業者等の連携の下、地域社会全体でいじめ・不登校の防止、早期発見、早期対応の取組を強化する。
	具体的内容	「墨田区いじめ防止推進条例」に基づき策定した、いじめ防止対策基本方針やプログラムを推進するため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者による協議会を開催し、連携を強化します。 また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実と関係機関との連携の強化を図ります。
担当課・機関		庶務課、指導室
226	外国籍等児童・生徒の支援事業	子 4-(4)
事業概要	目的	帰国・外国人児童・生徒への対応として、日本語初期指導、学校生活への適応等、個に応じた学習支援の充実を図る。
	具体的内容	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語学級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。 また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。
担当課・機関		指導室
227	修学旅行費・日光移動教室無償化事業	子 4-(4)
事業概要	目的	宿泊料や入場料等が値上がりする中でも、充実した教育活動を行うとともに、保護者の教育費の負担を軽減する。
	具体的内容	修学旅行（中学校 3 年生）と日光移動教室（小学校 6 年生）に係る費用を全額補助（公費負担・無償化）します。
担当課・機関		学務課
228	学校給食費保護者負担軽減事業	子 4-(4)
事業概要	目的	長引く物価高騰において教育費に係る保護者負担を軽減し、こどもたちの健やかな育ちを支える。
	具体的内容	区立小・中学校に通う児童・生徒の学校給食費を全額公費負担します。
担当課・機関		学務課
229	私立学校就学者等支援事業	子 4-(4)
事業概要	目的	長引く物価高騰において教育費に係る保護者負担を軽減し、こどもたちの健やかな育ちを支える。
	具体的内容	私立、国立、インターナショナルスクール等に通う児童・生徒に対して、小学生 5 万円、中学生 6 万円を支給します。
担当課・機関		学務課

230	高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業	子 5-(1)
事業概要	目的	地域の高齢者による講演会等を行い、こどもたちが人間としての生き方を学ぶ機会を提供する。
	具体的内容	総合的な学習の時間を活用して、さまざまな教科・領域等で地域の方をゲストティーチャーとして招き、昔遊びを教えてもらうなど、地域の取組についての紹介やキャリア教育に関する講演会等を行います。
担当課・機関		指導室
231	P T A への支援事業	子 5-(1)
事業概要	目的	P T A 活動を円滑にし、その充実を図ることにより、家庭の教育力の向上を図る。
	具体的内容	児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合 P T A が実施する研修大会やブロック研修などを支援します。
担当課・機関		地域教育支援課
232	闇バイト対策推進事業	子 5-(1)
事業概要	目的	各関係機関と連携を図り、闇バイトの未然防止のために研修や啓発、情報共有を行うことで区立小・中学校の児童・生徒を守るとともに、相談体制を整備する。
	具体的内容	本区で導入している SNS 相談窓口を活用し、保護者も含め、悩みや不安などを匿名で相談できる体制を推進します。 また、区立中学校と都立高校の生活指導担当者が、各校種の課題を共有するとともに、警視庁からの情報提供を受けるなど、区立中学校、都立高校、警察で連携し、生活指導の充実を図ります。 さらに、専門家による教員対象の研修や児童・生徒、保護者対象の講演会を実施することで、犯罪に巻き込まれないために必要な知識や対応スキルを学ぶ機会を設けます。
担当課・機関		指導室
233	墨田区青少年健全育成区民大会事業	子 5-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。
	具体的内容	政府の主唱する「子供・若者育成支援推進強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。
担当課・機関		地域教育支援課

234	学校支援ネットワーク事業	子 5-(1)
事業概要	目的	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子育てを行う体制を整備することで、より良い教育環境づくりを推進する。
	具体的内容	学校と地域の人材をつなぐ地域コーディネーターを配置し、学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整、ボランティアの活動支援を行います。学校のニーズを把握し、企業、地域住民等の外部講師を活用して、出前授業による学校支援活動を実施します。
	担当課・機関	地域教育支援課
235	セーフティ教室事業	子 5-(3)
事業概要	目的	関係機関が連携しながら、児童・生徒の非行の防止と犯罪被害から守るための教育を推進する。
	具体的内容	学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携して、全小中学校でセーフティ教室を実施して、児童・生徒の健全育成と犯罪被害防止に取り組みます。
	担当課・機関	指導室
236	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策事業	子 1-(2)
事業概要	目的	多様な機会を通じた啓発活動を推進し、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康阻害行動に対する正しい理解を深める。
	具体的内容	東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会と連携し、小学校、中学校、高校において薬物乱用が心身や人生に及ぼす悪影響や、断り方等についての講義を実施します。さらに、薬物乱用防止に関する標語やポスターを募集し、展示会、表彰を通じて意識啓発を図ります。 また、全ての区立小学校高学年に対し、喫煙防止の啓発パンフレットの配布を行うほか、がん教育の授業の中でも、たばこの影響について学習する機会を設けます。
	担当課・機関	健康推進課、指導室、生活衛生課
237	エイズ及び性感染症等に関する性教育事業	子 1-(2)
事業概要	目的	エイズ・性感染症のまん延防止のため、患者・感染症に対する理解と、予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。
	具体的内容	生徒及び教職員を対象とした講演会を実施し、エイズ及び性感染症に対する正しい理解を広め、感染を予防するための教育を推進します。 また、エイズ教育の基盤となる、人権尊重や男女平等の精神に基づく性教育の一層の充実を図ります。
	担当課・機関	保健予防課

238	子ども第三の居場所事業		子 3-(1)
事業概要	目的	家庭や学校以外の子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業に協力する。	
	具体的内容	特定非営利活動法人等と子ども第三の居場所事業に関する協定を締結し、事業の周知等の協力をします。	
	担当課・機関	子育て政策課	
239	児童・生徒向けボランティアスクール事業		子 3-(2)
事業概要	目的	小・中・高校生の社会参画意識の醸成を図る。	
	具体的内容	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験ができるスクールを開きます。	
	担当課・機関	墨田区社会福祉協議会（厚生課）	
240	すみだ少年少女合唱団事業		子 3-(2)
事業概要	目的	こどもたちの豊かな情操を養うとともに、集団活動と仲間づくりを通じて自主性や社会性を得ることと、「音楽都市すみだ」の文化的まちづくりに寄与できる人材育成を目的とする。	
	具体的内容	区の音楽文化推進の一環として、小学校３年生から高校３年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。 また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	
	担当課・機関	文化芸術振興課	
241	児童館における定期学習会の実施事業		子 3-(2)
事業概要	目的	児童が自主的に学習できる環境を提供する。	
	具体的内容	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	
	担当課・機関	子育て政策課	
242	消防少年団事業		子 3-(3)
事業概要	目的	少年少女が成長の過程で防火防災に関する教育や団体行動などの活動を通じ、基本的防災行動力を身につけるとともに、社会に貢献できる責任感ある人材の育成をめざす。	
	具体的内容	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校１年生から高校３年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	
	担当課・機関	本所・向島消防署	

243 明るい選挙啓発ポスターコンクール事業		子 3-(4)
事業概要	目的	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高める。
	具体的内容	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。
担当課・機関		選挙管理委員会事務局
244 こどもの学習・生活支援事業		子 4-(1)
事業概要	目的	生活困窮者世帯のこどもに対し学習支援・生活支援を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図る。
	具体的内容	ひとり親家庭の小中学生を対象にした長期休み期間中の学習会、生活困窮世帯の中高生を対象にした通年の学習会を実施し、参加世帯の生活習慣・育成環境の改善と、教育及び就労に関する支援を強化します。
担当課・機関		厚生課
245 被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費）		子 4-(3)
事業概要	目的	被保護世帯の小学生から高校生に対して、通塾代等の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。
	具体的内容	担当ケースワーカーによる自立支援プログラムに基づき、在宅での学習環境を整える必要が認められる小学校 1 年生から高校 3 年生までを対象に、学習塾などへの通塾や夏期・冬期・集中講座、通信講座、補習講座の受講を支給します。
担当課・機関		生活福祉課
246 次代に継ぐ平和のかたりべ事業		子 5-(1)
事業概要	目的	戦争や関東大震災などの過去の大災禍を語り継ぎ、こどもたちに昔の暮らしぶりや平和の尊さを伝える。
	具体的内容	過去の経験や記憶を風化させることなくつないでいくため、平和のかたりべ事業を実施する墨田区老人クラブ連合会に助成金を交付し、今後も継続して取り組みます。
担当課・機関		高齢者福祉課
247 ふれあい協議会事業		子 5-(1)
事業概要	目的	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や少年の健全育成を図る。
	具体的内容	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図ります。
担当課・機関		本所・向島警察署

248	地域パトロール事業	子 5-(3)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。
	具体的内容	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。
	担当課・機関	地域教育支援課
249	スクールサポーター制度	子 5-(3)
事業概要	目的	警察ＯＢで構成されるスクールサポーターが、警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を行い、少年の健全育成を図る。
	具体的内容	警察ＯＢで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。 また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、ＰＴＡと連携したこども 110 番制度の活性化を図ります。
	担当課・機関	本所・向島警察署
250	有害環境の浄化活動事業	子 5-(3)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。
	具体的内容	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）、成人向けＤＶＤ等の適正な取扱いをめざして、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。
	担当課・機関	地域教育支援課
251	サイバーパトロールの実施事業	子 5-(3)
事業概要	目的	違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、非行防止や少年の健全育成を図る。
	具体的内容	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報（※）の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。 （※）違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 （※）有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報
	担当課・機関	本所・向島警察署

252	夏体験ボランティア事業		子 3-(2)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図る。		
	具体的内容	区内福祉施設やボランティア団体が実施している活動への参加等、様々なボランティア活動を体験する場を設けます。		
	担当課・機関	墨田区社会福祉協議会（厚生課）		
253	学校のボランティア活動普及事業		子 3-(3)	若 2-(2)
事業概要	目的	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養う。		
	具体的内容	小学校・中学校及び、高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高めます。		
	内容	人間同士の連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。		
担当課・機関		墨田区社会福祉協議会（厚生課）		
254	思春期相談・思春期講演会事業		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	思春期特有の問題について、本人・家族・関係者を対象に相談及び援助を行い、本人や家族の孤立を防ぎ、問題の明確化と解決を図る。		
	具体的内容	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期においての不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達の心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。		
	担当課・機関	健康推進課		
255	自主グループ等への支援事業		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	児童館でボランティアとして活動する自主グループを支援する。		
	具体的内容	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。		
	担当課・機関	子育て政策課		
256	ボランティア推進事業		子 5-(1)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動に対する理解と参加を促進し、福祉のまちづくりを推進する。		
	具体的内容	講習会（手話・点訳・音訳・要約筆記等）や講座（ボランティア入門・災害ボランティア）の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図ります。		
	担当課・機関	墨田区社会福祉協議会、厚生課		

257	ボランティアセンターの活動事業		子 5-(1)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動を推進する。		
	具体的内容	ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。		
担当課・機関		墨田区社会福祉協議会、厚生課		
258	墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。		
担当課・機関		地域教育支援課		
259	更生保護活動事業		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。		
担当課・機関		墨田区保護司会（地域教育支援課）		
260	社会を明るくする運動事業		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区ＢＢＳ会の会員などで構成される推進委員会が、毎年７月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。		
担当課・機関		墨田区保護司会、地域教育支援課		
261	地域教育懇談会事業		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。		
	具体的内容	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。		
担当課・機関		地域教育支援課		

262	青少年委員活動の推進事業		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	学校支援を中心に青少年健全育成の振興に努め、学校や地域のパイプ役となる青少年委員を委嘱する。		
	具体的内容	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。		
担当課・機関		地域教育支援課		

263	青少年育成委員会活動への支援事業		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。		
	具体的内容	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。		
担当課・機関		地域教育支援課		

264	区報ジュニアレポーター事業		子 3-(2)	
事業概要	目的	区報の制作作業を通じて、自分が暮らす地域や区政への関心を高め、シビックプライド醸成の素地を養う。		
	具体的内容	中学生（5 名程度）を対象に、区報の制作作業（企画・取材・原稿作成・レイアウト等）を体験してもらいます。制作した紙面は、実際に区報 10 月 11 日号の 4・5 面に掲載し、区民の元へ届けられます。		
担当課・機関		広報広聴担当		

265	中学生区議会事業		子 3-(2)	
事業概要	目的	未来の墨田区を担う中学生たちに議会制度を実体験してもらうことにより、郷土に対する愛着心、関心を深めてもらうとともに、区政への提案・意見等を聴取し、区政の参考とするために実施する。		
	具体的内容	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担うこどもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。		
担当課・機関		広報広聴担当		

266	防災教育事業	子 3-(3)
事業概要	目的	平時の地域防災訓練への参加促進、大規模災害時の避難所運営への協力や応急救命活動の補助等により、地域に貢献できる中学生を育成する。
	具体的内容	○区民と地域の防災力向上を図る一環として、地域と連携した防災訓練や上級救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。 ○「墨田区地震ガイドブック」を配布し、災害時に中学生が自らの安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。 また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。
	担当課・機関	指導室、防災課
267	墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業	子 4-(3)
事業概要	目的	私立高等学校等への進学に関し、必要な入学金の調達が困難な保護者に、これらの資金を貸し付け、進学の手助けを図る。
	具体的内容	金融機関等からの借入れができず、入学金等の確保が困難な保護者の方に、私立高等学校又は高等専門学校への入学に必要な入学金、施設費等を、入学者一人につき 50 万円を限度に貸し付けます。
担当課・機関		厚生課
268	中学生の職場体験の充実事業	子 5-(2)
事業概要	目的	職場体験等を通じて、働くことへの関心や意欲を高め、豊かな人間性の育成を図る。
	具体的内容	こどもたちの「働くこと」への関心、意欲の向上と地域に対する理解を深めるため、全中学校において、区内事業所での職場体験学習を実施します。
担当課・機関		指導室
269	デートＤＶ予防啓発講座事業	子 5-(3)
事業概要	目的	ＤＶに対する正しい知識を学び、命の大切さや人を思いやる心を養い、お互いを尊重し、ＤＶを許さない社会作りを進めていけるよう、専門の講師による意識啓発を図る。
	具体的内容	交際相手からの暴力や暴言など、ＤＶ被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデートＤＶに対する理解促進と予防啓発に努めます。
担当課・機関		すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター
270	児童館における中高生世代の音楽活動の支援事業	子 3-(2)
事業概要	目的	中高生世代が利用しやすい環境を提供し、健全育成を図る。
	具体的内容	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。
担当課・機関		子育て政策課

271 学卒求人申込説明会事業		子 3-(4)
事業概要	目的	無秩序な求人活動は、健全な学校教育の妨げとなるばかりでなく、新卒者の適正な職業選択を阻害する要因となることから、過大な求人活動による弊害を未然に防止するとともに、求人秩序の確立・公正な求人活動の維持を図る。
	具体的内容	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールへの遵守及び就職差別の解消のため、実施します。
担当課・機関		経営支援課、ハローワーク墨田
272 中高生の就職支援事業		子 3-(4)
事業概要	目的	中高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施する。
	具体的内容	中高生等社会経験のない新卒者に対して、学卒ジョブサポーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施します。
担当課・機関		ハローワーク墨田
273 ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業		子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭等のこどもが希望する進路に進むことができるように支援を行い、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。
	具体的内容	児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯の中学校 3 年生から高校生までを対象に、進学や学力向上を目的とした学習会を開催します。
担当課・機関		生活福祉課
274 受験生チャレンジ支援貸付事業		子 4-(3)
事業概要	目的	中学生や高校生の進学に要する保護者の費用負担を軽減し、進学の実機均等を図る。
	具体的内容	中学校 3 年生、高校 3 年生等の進学を支援するため、一定所得以下の世帯の保護者の方に対し高校・大学等の受験料、学習塾等の費用を貸し付けます。 なお、貸付け対象である学校へ入学した場合などには返済が免除されます。
担当課・機関		厚生課

275	少年団体の育成事業	子 5-(1)
事業概要	目的	地域での体験活動の活性化により、こどもたちが豊かな人間性や社会性を身につけることのできる環境を整える。
	具体的内容	墨田区少年団体連合会への支援として、総会の開催や、ジュニア・リーダー研修会を共催により実施します。ジュニア・リーダー研修会では、子ども会活動をより楽しくするためのプログラム立案やレクリエーション指導をするお兄さん・お姉さんリーダーの養成に取り組みます。
	担当課・機関	地域教育支援課
276	被保護者自立促進事業（大学等進学支援費）	子 4-(3)
事業概要	目的	被保護世帯の高校生に対して、大学受験費用の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。
	具体的内容	大学等への進学をめざす高校 3 年生の大学受験料（世帯の自立に効果的であると福祉事務所長等が認めたもの）を支給します。
	担当課・機関	生活福祉課
277	健康診査事業	子 1-(2) 若 1-(1)
事業概要	目的	学校や勤務先等で健康診査を受診する機会がない若年者に対し、定期的に健診を受診してもらい、生活習慣病を予防する。
	具体的内容	16～39 歳を対象とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。
	担当課・機関	健康推進課
278	すみだ教室事業	子 4-(2) 若 3-(1)
事業概要	目的	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方が、社会生活のルール、エチケット等、様々な生活場面での心構えや仲間との協調性を学ぶことで、社会的自立につなげる。
	具体的内容	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。
	担当課・機関	地域教育支援課
279	墨田育英会事業	子 4-(3) 若 3-(3)
事業概要	目的	奨学金の貸付を行い、社会のために有為な人材の育成をする。
	具体的内容	公益財団法人墨田育英会では、区内居住者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学する成績優秀な者等が経済的理由によって学費の支払いが困難な場合、奨学金を貸し付けます。
	担当課・機関	庶務課

280	地域力育成・支援事業	若 2-(1)
事業概要	目的	地域の課題に主体的・自律的に取り組む区民等を支援し、地域に愛着と関心を持ち、地域力の向上に資する人材育成を行う。
	具体的内容	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。
担当課・機関		地域活動推進課
281	はたちのつどい事業	若 2-(2)
事業概要	目的	はたちを迎えた方の今後の活躍を願い、社会の一員としての自覚と責任を促すとともに、これを祝い励ます。 また、大人の仲間入りをともに喜び合える場を提供する。
	具体的内容	はたちを迎える方で構成する実行委員会を組織し、式典で行う内容の企画や記念品の選考、当日の運営までを担うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。
担当課・機関		文化芸術振興課
282	若年投票立会人事業	若 2-(2)
事業概要	目的	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高める。
	具体的内容	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。
担当課・機関		選挙管理委員会事務局
283	若年啓発グループ事業	若 2-(2)
事業概要	目的	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高める。
	具体的内容	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。
担当課・機関		選挙管理委員会事務局
284	被保護者自立促進事業（就労支援費）	若 2-(3)
事業概要	目的	被保護者に対して、求職活動等に要する経費を支給することで、世帯の自立助長を図る。
	具体的内容	求職活動に必要なスーツ等一式、携帯電話・スマホ購入費・レンタル費、就職時の連帯保証費、認可保育園待機時に利用した認証保育所等の入園料・保育料を支給します。
担当課・機関		生活福祉課

285 住居確保給付金の支給事業		若 2-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。
	具体的内容	離職者等で、就労意欲がある方のうち、住居を喪失している方、または失いかねない方に求職活動を条件として、一定期間家賃相当額を支給します。
	担当課・機関	厚生課
286 就職支援コーナーすみだ事業		若 2-(3)
事業概要	目的	区とハローワークの相談員が連携することにより、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの相談・申請段階にある者、若年者等の生活困窮者の自立を図る。
	具体的内容	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。
	担当課・機関	経営支援課、ハローワーク墨田
287 求職者支援訓練事業		若 2-(3)
事業概要	目的	職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職をめざす。
	具体的内容	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。
	担当課・機関	ハローワーク墨田
288 職業訓練受講給付金事業		若 2-(3)
事業概要	目的	職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給することにより、就職を促進し職業及び生活の安定に資する。
	具体的内容	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）を支給します。
	担当課・機関	ハローワーク墨田
289 若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）制度		若 2-(3)
事業概要	目的	各種助成金は申請に基づき支給されるものであるため、区や事業主団体との連携を含め、管内企業への積極的な周知・啓発を実施する。各種助成金の認知を高め、また積極的な活用を通じ、若年者の安定雇用の推進につなげる。
	具体的内容	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進につながる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。
	担当課・機関	ハローワーク墨田

290	合同就職面接会等の開催事業	若 2-(3)
事業概要	目的	合同面接会や企業ごとの面接会及び就職活動に役立つセミナーを開催することで、管内企業と求職者のマッチングを支援する。
	具体的内容	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力の上、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行います。 また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。
担当課・機関		ハローワーク墨田
291	人材確保プロモーション支援事業	若 2-(3)
事業概要	目的	区内企業の魅力を発信し、若者等の区内企業への就労促進を図る。
	具体的内容	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。
担当課・機関		経営支援課
292	人材確保・就職支援コーナー事業	若 2-(3)
事業概要	目的	近年、多くの産業で人材不足が深刻化し、特に医療・福祉、建設、警備、運輸分野に対応するため、関連団体と連携し求人者・求職者両方への総合的な人材確保対策を進め、労働力のマッチング機能を強化する。
	具体的内容	福祉分野（介護・看護・保育）・建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の方をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。
担当課・機関		ハローワーク墨田
293	ヤング相談コーナー事業	若 2-(3)
事業概要	目的	何をしたらいいかわからない、就労の意義や目的が明確でない若年者に対し、マンツーマンで個々のニーズを把握し、寄り添った支援を行う。
	具体的内容	34 歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、個別予約相談による job tag やキャリアインサイトを使用した自己分析・適性診断を基に応募書類の添削や面接対策を行います。必要に応じて職業訓練窓口での相談を案内します。
担当課・機関		ハローワーク墨田
294	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業	若 2-(3)
事業概要	目的	さまざまな悩みを持つ若年者求職者に対し、必要に応じた相談窓口を案内することで、就労に結びつける。
	具体的内容	34 歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。障害のある方には、専門援助第二部門の利用を案内します。
担当課・機関		ハローワーク墨田

295	就労継続支援事業	若 3-(1)
事業概要	目的	障害者総合支援法に基づき、障害者に就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上を図る。
	具体的内容	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。
	担当課・機関	障害者福祉課
296	すみだ障害者就労支援総合センター事業	若 3-(1)
事業概要	目的	障害者就労を総合的に支援する。
	具体的内容	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、就労生活支援等を行います。
	担当課・機関	障害者福祉課
297	墨田区福祉作業所等ネットワーク事業	若 3-(1)
事業概要	目的	区内福祉作業所等が共同受注や共同販売を行うとともに、新商品開発や販路開拓も共同で実施することで、利用者の工賃及びやりがいの向上を図る。
	具体的内容	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエイターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。 また、作業所利用者による自主生産品を「スカイワゴン」等で共同販売を行います。
	担当課・機関	障害者福祉課
298	社会参加促進事業	若 3-(2)
事業概要	目的	稼働能力を有する被保護者のうち就労意欲のない者に対しては、ボランティア活動、就労体験等を通し、就労に対する動機付けや意欲を喚起する。併せて、ひきこもりの人々に対して訪問等を行い社会参加を促す。
	具体的内容	同事業を民間事業者へ業務委託します。区内に事業所を開設し、授産、体験就労、ボランティア活動、カウンセリング等を実施します。
	担当課・機関	生活福祉課
299	生活困窮者自立支援事業	若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。
	具体的内容	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く。）からの相談に対して、相談支援員が、情報提供及び助言等を行い、他の機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。
	担当課・機関	厚生課

300	生活困窮者家計改善支援事業	若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。
	具体的内容	家計に課題を抱える方に対して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行います。
	担当課・機関	厚生課
301	生活困窮者就労準備支援事業	若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。
	具体的内容	生活困窮者自立支援制度の任意事業として、就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労の前段階の支援を行います。 (グループワーク開催・パソコン教室・就労体験・内職作業・職場定着支援・関係機関への同行支援等)
	担当課・機関	厚生課
302	ゲートキーパー研修事業	若 3-(4)
事業概要	目的	身近な人の変化に気づき、必要な支援につなげていくことで自殺を防ぐことをめざす。
	具体的内容	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。
	担当課・機関	保健予防課
303	すみだ こころと生活の相談窓口事業	若 3-(4)
事業概要	目的	悩みの解決のための支援を通じて、自殺を防ぐことをめざす。
	具体的内容	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ こころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。
	担当課・機関	保健予防課



資料編

1 策定経過

(1) 墨田区こどもまんなかすみだ推進本部

1) 墨田区こどもまんなかすみだ推進本部設置要綱

令和6年7月22日

6 墨子支第733号

(設置)

第1条 笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を図るため、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) (仮称) 墨田区子ども基本条例の制定及びその普及啓発に関すること。
- (2) (仮称) 墨田区こども計画の策定及びその推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、特に必要があると認めるときは、所掌事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。
- 4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、子ども・子育て支援部長をもって充てる。

- 3 事務局長は、次の職務を行う。
- (1) 幹事会を招集し、主宰すること。
 - (2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
 - (3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。
 - (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。
- 4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。
- 5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。
- 6 事務局の庶務は、子ども・子育て支援部子育て支援課において処理する。
- (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月22日から適用する。

別表 幹事会

企画経営室	行政経営担当課長 政策担当課長
企画経営室ファシリティマネジメント担当	財産管理課長
総務部	総務課長
区民部	窓口課長
地域力支援部	地域活動推進課長
産業観光部	経営支援課長
福祉保健部	厚生課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長
子ども・子育て支援部	子育て政策課長 子ども施設課長 子育て支援総合センター館長 副参事（子ども・家庭支援連携担当）
都市計画部	都市計画課長
都市計画部危機管理担当	防災課長
都市整備部	都市整備課長
都市整備部立体化まちづくり推進担当	立体化推進課長
資源環境部	環境保全課長
区議会事務局	区議会事務局次長
教育委員会事務局	庶務課長

2) 検討経過

令和 6 年度墨田区こどもまんなかすみだ推進本部

回	開催日	主な議題
第 1 回	8 月 27 日	「こどもまんなかすみだの推進」について
第 2 回	11 月 12 日	(仮称) 墨田区こども条例の素案について (仮称) 墨田区こども計画の素案について
第 3 回	2 月 4 日	墨田区こども条例について 墨田区こども計画について

令和 6 年度墨田区こどもまんなかすみだ推進本部幹事会

回	開催日	主な議題
第 1 回	8 月 7 日	「こどもまんなかすみだの推進」について
第 2 回	10 月 29 日	(仮称) 墨田区こども条例 (案) について (仮称) 墨田区こども計画 (案) について
第 3 回	1 月 23 日	墨田区こども条例について 墨田区こども計画について

(2) 墨田区子ども・子育て会議

1) 委員名簿

敬称略、順不同

	区分	氏名	役職
1	会 長	西村 孝幸	小梅保育園長
2	副会長	西島 由美	にしじま小児科院長
3	委 員	野原 健治	社会福祉法人興望館理事長
4	委 員	浅見 佳子	相模女子大学准教授
5	委 員	古屋 真	駒沢女子短期大学教授
6	委 員	八重田 裕一郎	墨田児童会館館長
7	委 員	東 百代	本所白百合幼稚園長
8	委 員	星野 操	文花子育てひろば施設長
9	委 員	土屋 恵子	主任児童委員
10	委 員	末田 豪	立花吾孺の森小学校PTA会長
11	委 員	平林 秀敏	墨田中学校PTA会長
12	委 員	尾口 優子	墨田区青少年委員協議会委員
13	委 員	山口 仁美	両中地区青少年育成委員会委員長
14	委 員	徳原 広美	株式会社コーリン堀川取締役保育事業担当
15	委 員	賀川 祐二	NPO法人病児保育を作る会代表理事
16	委 員	高田 宏美	キャリア保育園東向島施設長
17	委 員	真鍋 文朗	公募委員
18	委 員	眞能 貴代	公募委員
19	委 員	三井田 香奈	公募委員
20	委 員	本谷 友実	公募委員
21	委 員	横山 竜也	公募委員
22	委 員	金澤 里美	墨田区立八広幼稚園長
23	委 員	浮津 あゆみ	墨田区立緑小学校長
24	委 員	吉岡 大司	墨田区立桜堤中学校長
25	委 員	国分 幸美	墨田区立太平保育園長

	事務局	氏名	役職
1	事務局	酒井 敏春	墨田区子ども・子育て支援部長
2	事務局	岩瀬 均	墨田区教育委員会事務局次長
3	事務局	石岡 克己	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課長
4	事務局	秋山 和栄	墨田区子ども・子育て支援部子育て政策課長
5	事務局	細谷 勇治	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課長
6	事務局	野澤 典子	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援総合センター館長
7	事務局	梅原 和恵	墨田区子ども・子育て支援部副参事（子ども・家庭支援連携担当）
8	事務局	中尾 清美	墨田区福祉保健部副参事（相談支援担当）
9	事務局	大八木 努	墨田区教育委員会事務局地域教育支援課長

2) 検討経過

令和 5 年度

回	開催日	主な議題
第 1 回	5 月 31 日	区長からの諮問、委員紹介、会長の選任 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査の実施について (仮称) すみだ子ども・子育て応援プログラムの策定について 部会の設置について
第 2 回	8 月 3 日	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査について すみだ子ども・子育て応援プログラムについて 部会による意見交換
第 3 回	10 月 18 日	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査の回収状況について すみだ子ども・子育て応援プログラムについて 部会での意見交換
第 4 回	1 月 25 日	答申(案)について 令和 6 年度の区の主な取組について 八広児童館の愛称名について
第 5 回	3 月 27 日	答申(案)について 講評「答申書を受けて考える墨田区における“こどもまんなか”について」

令和 6 年度

回	開催日	主な議題
第 1 回	4 月 24 日	令和 6 年度の子ども・子育て会議の議題及び進め方について
第 2 回	8 月 21 日	「(仮称) 墨田区こども計画」の基本的考え方について
第 3 回	11 月 13 日	「(仮称) 墨田区こども計画」の(案)について
第 4 回	2 月 4 日	墨田区こども計画について

(3) 墨田区青少年問題協議会、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会、
墨田区子ども・若者計画改定作業部会

1) 委員名簿

墨田区青少年問題協議会

敬称略、順不同

	職名	選出区分	氏名	備考
1	会長	墨田区長	山本 亨	
2	委員	区議会議員	あべ よしたけ	
3	委員	区議会議員	高橋 正利	
4	委員	区議会議員	中村 あきひろ	
5	委員	区議会議員	船橋 けんご	
6	委員	学識経験者	伊藤 康次	墨田区立小学校長会会長
7	委員	学識経験者	稲垣 吉実	墨田区立中学校長会会長
8	委員	学識経験者	金田 裕治	高等学校長代表（東京都立両国高等学校長）
9	委員	学識経験者	吉川 宜範	墨田区私立幼稚園連合会会長
10	委員	学識経験者	矢澤 大輔	墨田区立小学校PTA協議会会長
11	委員	学識経験者	中山 善光	墨田区立中学校PTA連合会会長
12	委員	学識経験者	小野 俊一	墨田区青少年委員協議会会長
13	委員	学識経験者	小澤 裕二	墨田区少年団体連合会会長
14	委員	学識経験者	島田 泰子	墨田区スポーツ推進委員協議会会長
15	委員	学識経験者	鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長
16	委員	学識経験者	廣田 健史	本所防犯協会会長
17	委員	学識経験者	岩田 庸一郎	向島防犯協会会長
18	委員	学識経験者	有馬 慶子	墨田区保護司会会長
19	委員	学識経験者	西村 紀子	墨中地区青少年育成委員会委員長
20	委員	学識経験者	白石 祐 一	本中地区青少年育成委員会委員長
21	委員	学識経験者	山口 仁美	両中地区青少年育成委員会委員長
22	委員	学識経験者	阿部 修三	竪中地区青少年育成委員会委員長
23	委員	学識経験者	小林 厚子	錦中地区青少年育成委員会委員長
24	委員	学識経験者	坂井 正廣	吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
25	委員	学識経験者	堀口 義晃	寺中地区青少年育成委員会委員長
26	委員	学識経験者	市川 清	文花中地区青少年育成委員会委員長
27	委員	学識経験者	長谷川 豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長
28	委員	学識経験者	吉澤 利雄	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長
29	委員	関係行政機関の職員	柴田 正	警視庁本所警察署長
30	委員	関係行政機関の職員	北川 雅俊	警視庁向島警察署長
31	委員	関係行政機関の職員	栗原 博	東京都江東児童相談所長
32	委員	関係行政機関の職員	佐藤 慎也	墨田公共職業安定所長

33	委員	関係行政機関の職員	歌川 晃議	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
34	委員	関係行政機関の職員	清水 晴美	東京保護観察所保護観察官
35	委員	関係行政機関の職員	石井 美佐子	向島労働基準監督署長
36	委員	区の職員	岸川 紀子	墨田区副区長
37	委員	区の職員	加藤 裕之	墨田区教育委員会教育長
38	委員	区の職員	郡司 剛英	墨田区産業観光部長
39	委員	区の職員	浮田 康宏	墨田区福祉保健部長
40	委員	区の職員	杉下 由行	墨田区福祉保健部保健衛生担当部長
41	委員	区の職員	酒井 敏春	墨田区子ども・子育て支援部長

墨田区子ども・若者計画改定専門委員会

敬称略、順不同

	区分	氏名	備考
1	委員長	長谷川 豊	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長
2	委員	高橋 誠二	墨田区立小学校PTA協議会副会長
3	委員	平林 秀敏	墨田区立中学校PTA連合会
4	委員	松村 明子	墨田区青少年委員協議会副会長
5	委員	小澤 裕二	墨田区少年団体連合会会長
6	委員	宮澤 仁	墨田区民生委員・児童委員協議会
7	委員	有馬 慶子	墨田区保護司会会長
8	委員	西村 孝幸	墨田区私立保育園協会会長
9	委員	原 寛道	国立大学法人千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート教授
10	委員	須藤 昌俊	一般社団法人SSK 会長
11	委員	森村 聡彦	墨田区立小学校長会副会長
12	委員	稲垣 吉実	墨田区立中学校長会会長
13	委員	金田 裕治	東京都立両国高等学校長
14	委員	本下 郁也	警視庁本所警察署
15	委員	千田 佳広	警視庁向島警察署
16	委員	鈴木 玲子	墨田公共職業安定所
17	委員	楠 幸輔	墨田区企画経営室政策担当課長
18	委員	佐久間 英樹	墨田区地域力支援部参事（地域活動推進課長事務取扱）
19	委員	砂山 暢	墨田区産業観光部経営支援課長
20	委員	渡邊 浩章	墨田区福祉保健部生活福祉課長
21	委員	伊藤 真作	墨田区福祉保健部保健衛生担当健康推進課長
22	委員	石岡 克己	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課長
23	委員	岩瀬 均	墨田区教育委員会事務局次長
24	委員	石坂 泰	墨田区教育委員会事務局指導室長

墨田区子ども・若者計画改定作業部会

敬称略、順不同

	区分	氏名	備考
1	部会長	原 寛道	国立大学法人千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート教授
2	委員	須藤 昌俊	一般社団法人 S S K 会長
3	委員	矢野 雅人	墨田区企画経営室政策担当主査
4	委員	石床 めぐみ	墨田区地域力支援部地域活動推進課まなび主査
5	委員	本多 駿	墨田区産業観光部経営支援課経営支援主査
6	委員	吉田 かほり	墨田区福祉保健部生活福祉課相談係主査
7	委員	城間 月枝	墨田区福祉保健部保健衛生担当健康推進課地域保健主査
8	委員	戸村 健太郎	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課子育て計画主査
9	委員	新山 裕太	墨田区教育委員会事務局指導室指導主事

2) 検討経過

令和5年度

開催日	主な議題
1月24日	墨田区青少年問題協議会 ・「墨田区子ども・若者計画」改定の諮問について

令和6年度

開催日	主な議題
5月29日	第1回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「墨田区子ども・若者計画」の改定について ・「墨田区若者実態調査」調査票の検討について
6月4日	第1回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「墨田区子ども・若者計画」の改定について 「墨田区若者実態調査」調査票の検討について
8月20日	第2回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「墨田区若者実態調査」の結果について ・「(仮称) 墨田区こども計画」骨子の検討について
9月12日	第2回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「墨田区若者実態調査」の結果について ・「(仮称) 墨田区こども計画」骨子の検討について
10月16日	第3回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
10月30日	第3回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
11月11日	第1回墨田区青少年問題協議会 ・「墨田区若者実態調査報告書」の公表について ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
1月16日	第4回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」最終案の検討について
1月29日	第2回墨田区青少年問題協議会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」最終案の検討について ・「墨田区子ども・若者計画」改定の答申について

(4) 意見公募

「墨田区こども計画（案）」に関する意見公募

意見の募集期間	令和6年12月5日から令和7年1月8日まで	
意見の状況	パブリック・コメント	25人 59件
	こどもからの意見	3人 14件
	計	28人 73件

2 墨田区こども条例

全てのこどもは、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。

こどもは、どのような理由によっても差別されず、地域社会全体で大切に守られ、愛されながら、安心して他の人々とともに生き、夢や希望を持って成長していくことを大切にされなければなりません。

こどもは、自らの自由な意思や選択で、学び、遊び、休むことができます。このような自分の意思が尊重されることで、なりたい自分に向かって挑戦することができ、未来を切り開く力が育まれます。

こどもは、自分の意思を伝え、自分のことが認められ、他の人々を思いやるように成長することで、地域社会をつくる一員として、自ら学び、大人とともに育ち、ともに参画することができます。

区は、令和4年に制定されたこども基本法と平成18年に制定された教育基本法の精神にのっとり、こどもの権利を大切にしながら、区民や地域社会において、こどもの健やかな育ちを支え、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を目指すことを宣言し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、こどもとこどもに関わる全ての人が、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) こども 区内に在住し、在学し、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。
- (2) 保護者 親などのこどもを養育する人をいいます。
- (3) 区民等 区内に在住し、在学し、在勤している人、区内の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や区内において事業活動を行う事業者などをいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 区内にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

（基本理念）

第3条 「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たっては、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- (2) 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- (3) 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。

- (4) 全てのこどもについて、年齢と発達程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (5) 全てのこどもについて、年齢と発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (6) 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- (7) 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- (8) こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

(こどもの大切な権利)

第4条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者は、前条の基本理念に基づき、次の5つの権利が守られるよう努めます。

(1) 守られる権利

- ア 命が守られること。
- イ あらゆる犯罪、暴力、虐待、いじめなどから心身ともに守られること。
- ウ こどもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、国籍、人種、民族、文化などのあらゆることによって差別を受けないこと。

(2) 自分らしく育つ権利

- ア 自分のペースに合わせて学び、遊び、休むことができること。
- イ 失敗しても繰り返し挑戦することができる環境が整えられること。
- ウ 年齢と発達程度に応じて、自分で自分のことを決められること。

(3) 愛される権利

- ア ありのままの自分を受け入れてもらうこと。
- イ 自分の考えや気持ち、個性や能力が尊重され、大切にされること。

(4) 教育を受ける権利

- ア 教育を受ける機会が平等に与えられること。
- イ 将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられること。
- ウ 何が良くて何が悪いかを判断する力や相手を思いやる気持ちを育む教育が受けられること。

(5) 意見を表明し、参画する権利

- ア 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- イ 地域で行われる活動に参加することや自分から活動を始めることができること。
- ウ 主体的に社会と関わるができるよう、ルールや決まり事の背景や意味について、説明を受けることができること。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもに対する第一義的責任を持つとともに、こどもの人格を尊重し、尊厳を守る

よう努めるものとします。

- 2 保護者は、こどもを大切な存在として受け入れ、愛されて育つことができる環境を整え、こどもの健やかな成長を支えるよう努めるものとします。

（区民等の役割）

第6条 区民等は、地域社会全体でこどもを育てていくことを理解し、こどもの健やかな育ちのために協力し、こどもの権利を守る役割を持ちます。

- 2 区民等は、こどもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもを見守り、支援する役割を持ちます。

（育ち学ぶ施設の関係者の役割）

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるよう努めるものとします。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが学び、遊び、活動する機会などを確保することで、こどもの健やかな成長や自立を図るよう努めるものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、一人ひとりの個性を尊重するよう努めるものとします。

（区の責務）

第8条 区は、第4条のこどもの大切な権利を守るため、次条から第12条までに定める方針に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施します。

- 2 区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、東京都、国などと連携し、こどもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

（こどもへの支援の方針）

第9条 区は、こどもに対して丁寧で誠実な説明を行い、対話をしながら支援を行います。

- 2 区は、こどものライフステージに応じて切れ目ない支援を行います。
- 3 区は、こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります。
- 4 区は、こどもが安心して過ごし、学び、遊び、活動するために必要な居場所をつくります。

（保護者や子育て家庭への支援の方針）

第10条 区は、保護者が子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 2 区は、配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

（区民等への支援の方針）

第11条 区は、区民等が地域で行うこどもの健やかな育ちを支える取組について、必要な支援を行います。

（育ち学ぶ施設への支援の方針）

第12条 区は、育ち学ぶ施設において実施するこどもの権利を大切にする取組について、必要な支援を行います。

（こどもの意見表明と地域社会への参画）

第13条 区は、こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。

2 区は、様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮を行います。

（こどもの多様な学びと体験の機会の確保）

第14条 区は、こどもが自らの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、こどもの体験の機会を確保します。

（こどもの権利の普及）

第15条 区は、この条例に定めるこどもの権利について、こども、保護者、区民等が学び、理解することができるよう普及に努めるものとします。

（推進計画）

第16条 区は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画を定めます。

2 区は、前項の計画の策定に当たっては、第3条の基本理念にのっとるものとします。

（財政上の措置）

第17条 区は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、区長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

3 こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状

況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民

間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 こども大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 こども大綱（抜粋）

出典：こども家庭庁ホームページ こども大綱（説明資料）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすきの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）

2

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上で欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者が様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠前、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面的世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

4

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達に応じて意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
 - ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。
- こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 (『こども若者★いけんがらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- 地方公共団体等における取組促進 (上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM (仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化 (要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等)
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制 (総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等)
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

5



ひと、つながる。
墨田区

墨田区こども計画

2025（令和7）年度 - 2029（令和11）年度

令和7年3月

発行 墨田区

〒130 - 8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 (03) 5608 - 1111 代表

<https://www.city.sumida.lg.jp>

デザイン監修 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート（表紙のデザインは、こどもが絵具で描いた墨田区の地図をイメージしたものです。）